



年金制度のポイント

もしもの時、
年金はあなたの力になれる！

令和2年度



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省

令和元年度「わたしと年金」エッセイ 厚生労働大臣賞（1 作品）

岐阜県 平澤 芽依 様 （高校生 女性）

平成25年8月、父が亡くなって一ヶ月程経ったこの時期から、私は年金を受給しています。「遺族厚生年金」です。私が学校で年金のお話をきいてきた日の祖父との会話の中で知った事実でした。

小学四年生の夏休み、海水浴をしている最中、父は事故で亡くなりました。父の稼ぎと祖父の貯金とで新しい家を建て、あと半年で兄も小学校卒業、という矢先の事故でした。その出来事によって、一日にして弱冠十一歳の私は年金受給者となったのです。

家族の大黒柱が突然いなくなり、収入は激減、今まで以上の節約を強いられるかもしれないということは、幼かった私でも容易に想像できました。しかし母は、家計が苦しいことなど、一切私たちには話さなかったのです。父親がいないということで私たちに気をつかわせたくなかったのでしょうか。表では気丈に振る舞っていても、パート勤務で年収280万円ほどの母にとって、私たち子ども2人と祖父母を養わないといけないうことでどれほどの心労があったのか…。高校生になった今の私でも分かりかねるほどです。

中学2年生になったある日、大学進学をしたいと言った私のために、塾に通わせてもらいました。当然、その道に進むということはお金がかかることだと分かっていました。だから、この夢を諦めて就職した方が家計のためになるのではないかとか、自分がこんなこと言いたしたら迷惑じゃないかとか、たくさんの葛藤がありました。私たちをこんなにも助けてくれる遺族厚生年金がもしもらえなかったら？私は夢を追うことはできるのか？考える程に、決して怠ることなく保険料を納め続けていてくれた父への感謝の気持ちがあふれてくるのです。それと同時に、ノートがあり、ペンがあり、教科書がある環境下で勉強ができることが、「当たり前」ではないと、身の引き締まる思いです。

父が亡くなってから丸6年が経とうとしている令和元年の春、私は県内の私立高校に入学しました。学費のことを心配している私に対し、母が

「あんたの将来への投資だと思ってるから。芽依が頑張るなら応援するよ。」

そう言葉をかけてくれたのを今でも覚えています。これも、遺族年金によって少しまれた心の余裕と、常に私たちの意志を尊重してくれる母だからうまれた言葉だと思いました。こんな背景があるから、いろいろな人の思いを背負っているから、私は国公立大学合格という目標を掲げ、

夢を追えているのだと実感しています。私の夢への挑戦を支えてくれている遺族年金の支給も、成人までだと知りました。いつまでも「助けてもらう側」ではられません。

今まで以上に努力し、社会の一員として貢献し、自立することが、一番の恩返しになるのではないだろうか。私はそう考えています。年金は老若男女問わずお互い様だと言い合える助け合いの制度だからです。そして私の母のように、いつかできる家族を守れる大人になりたいです。6年以上、人よりも早く年金に助けてもらっている私はなおさらだと思います。成人しておらず、まだ保険料を納付できない私ですが、その年齢に達した時、私と同じような境遇になってしまい、折角もった夢を手放そうとしている子どもたちを支える準備をしている、そんな意識に変わりました。

私のように不幸にあった子どもでも、他の子と同じように夢を追っていいんだよ、そんな風に背中を押してくれる、そして家族に心の余裕を与えてくれる、それが遺族年金だと思っています。少子高齢化が進む中での若者たちの負担は重くなるばかりです。しかし、自分たちが生まれた国を、日本という国にいる以上、平等に課せられる義務を果たしてこそ、一人の大人としての自立になると思います。今これを読んでいるあなたにも、いつ何がおこるかわかりません。まずは「知る」ことから始めてみませんか。自分自身と、大切な人の笑顔をまもるために。

「わたしと年金」エッセイは、日本年金機構が毎年募集・実施しているものです。

はじめに

「年金」というと、皆さんはどのようなイメージをお持ちですか。老後を安心して迎えるために必要不可欠なもの、一方で制度が複雑で分かりにくいものと、さまざまな印象をお持ちではないでしょうか。

年金制度とは、高齢期に達するなど要件を満たした方に、定期的に一定の金額を給付する仕組みのことです。制度の性格によって、国民に加入義務があり、国が運営する「公的年金」と、個人や企業の選択で加入する「私的年金」に分かれます。

このパンフレットは、公的年金制度を中心に、皆さんが年金制度と関わる場面に着目して、ポイントを分かりやすく解説したものです。皆さんの年金制度についての理解を深めていただければ幸いです。

目次

1. 年金制度の全体像	P.6
2. 保険料を納める	
(1) 公的年金制度に加入する	P.10
(2) 公的年金の保険料の納め方	P.10
(3) 国民年金の保険料が納められない場合	P.12
(4) 出産・子育てをしている場合	P.13
3. 年金を受け取る	
(1) 高齢になったとき（老齢年金）	P.15
(2) 障害を負ったとき（障害年金）	P.21
(3) 一家の大黒柱が亡くなったとき（遺族年金）	P.24
(4) その他の給付を受け取れるとき	P.26
(5) マクロ経済スライドの発動	P.29
4. 外国で生活する	
(1) 企業から外国に派遣される時	P.31
(2) 外国で国民年金に任意加入するとき	P.32
5. 私的年金に加入する	
(1) 私的年金制度とは	P.33
(2) 私的年金の種類	P.33
(3) 確定給付企業年金制度（DB）	P.34
(4) 確定拠出年金制度（DC）	P.34
(5) 国民年金基金制度	P.37
6. 公的年金の財政	
(1) 公的年金の財政の仕組み	P.39
(2) 年金積立金の運用	P.42
参考資料（公的年金の歴史・データ集）	P.46

1. 年金制度の全体像

なぜ公的年金制度は必要なのでしょう

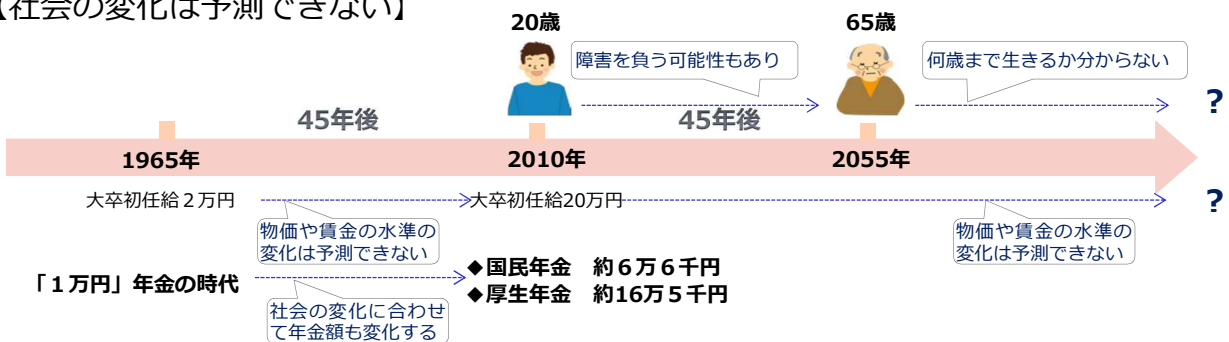
私たちの人生には、自分や家族が年を取ったり、重い障害を負ったり、死亡したりなど、さまざまな要因で、自立した生活が困難になるリスクがあります。こうした生活上のリスクは、予測することができないため、個人だけで備えるには限界があります。そこで、これらに社会全体で備える仕組みが、公的年金制度です。公的年金制度は、あらかじめ保険料を納めることで、必要なときに給付を受けることができる社会保険です。

もし、公的年金制度がなかったら、私たちは、親の老後を仕送りなどで支えたり、自分自身の老後に自分だけで備えたりする必要があります。しかし、自分が何歳まで生きられるのか、長い人生の間に、経済の状況や社会の在り方がどう変化していくのかは予測できません。

個人や家族だけで対応しようとしても、必要な額の貯蓄ができなかったり、貯蓄のために必要以上に生活を切り詰めたり、家族や子どもに頼ることができなくなったりすることも起こるでしょう。これらに対しては、社会全体で対応した方が確実に効率的です。世代を超えて支え合うことで、その時々々の経済や社会の状況に応じた給付を実現することができます。

このように、公的年金制度は、予測することができない将来のリスクに対して、社会全体であらかじめ備え、生涯を通じた保障を実現するために必要なものです。

【社会の変化は予測できない】



【昔と今の物価の比較】

		1965年		2010年	
鶏肉	100g	71.8円	→	129円	1.8倍
牛乳(瓶)	1本	20円	→	114円	5.7倍
うどん	1杯	53.7円	→	595円	11.1倍
カレーライス	1皿	105円	→	742円	7.1倍
コーヒー(喫茶店)	1杯	71.5円	→	411円	5.7倍
タクシー代	初乗	100円	→	710円	7.1倍
はがき	1通	5円	→	50円	10.0倍
ノートブック	1冊	30円	→	144円	4.8倍

(出典) 小売物価統計調査

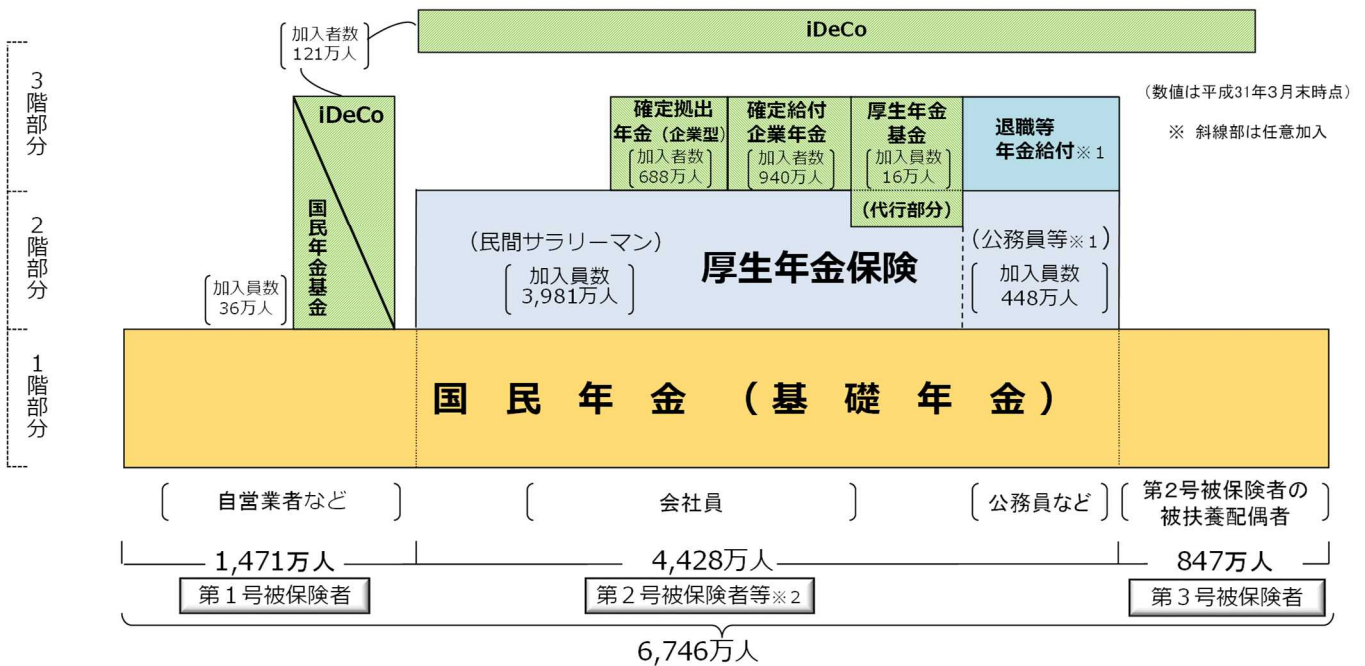
年金制度の仕組み

公的年金制度は、いま働いている世代（現役世代）が支払った保険料を仕送りのように高齢者などの年金給付に充てるという「世代と世代の支え合い」という考え方（これを賦課方式といいます）を基本として、運営されています（保険料収入以外にも、年金積立金や税金が年金給付に充てられています）。[→ 6. 公的年金の財政 P.39]

日本の公的年金制度は、「国民皆年金」という特徴を持っており、①20歳以上の全ての人々が共通して加入する国民年金と、②会社員や公務員等が加入する厚生年金による、いわゆる「2階建て」と呼ばれる構造になっています。

また、③公的年金と別に保険料を納め、公的年金に上乗せして給付を行う企業年金などは、いわば「3階部分」として、国民の自主的な努力によって高齢期の所得保障を充実させる役割を果たしています。[→ 5. 私的年金に加入する P.33]

【年金制度の仕組み】

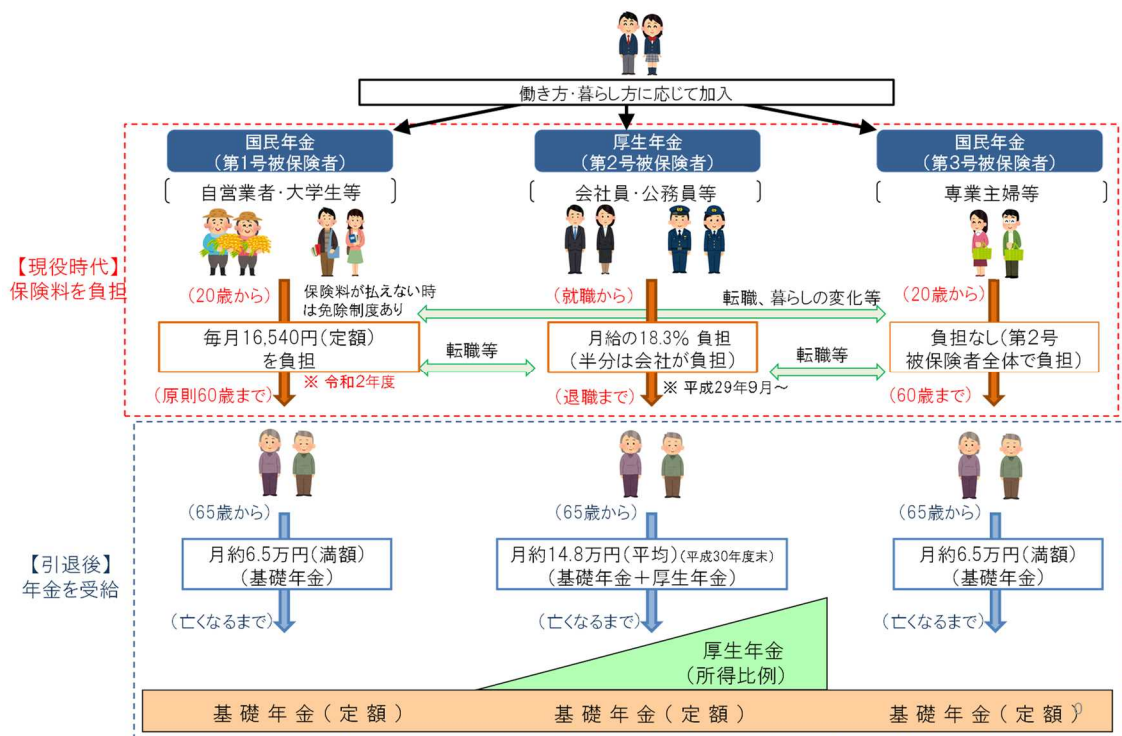


※1 平成27年10月から、公務員や私立学校の教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに年金払い退職給付が創設。ただし、それまでの共済年金に加入していた期間分は、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 国民年金の第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者をいう（国民年金の第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

自営業者など国民年金のみに加入している人は、毎月“定額”の保険料を自分で納め、会社員や公務員で厚生年金に加入している人は、毎月“定率”の保険料を会社などと折半で負担し、保険料は毎月の給料から天引きされます。専業主婦など扶養されている人は、厚生年金制度全体で保険料を負担しているため、個人として保険料を負担する必要はありません。[→ 2. 保険料を納める P.10]

【働き方・暮らし方別の公的年金の保障】



老後には、全ての人が老齢基礎年金を、厚生年金に加入していた人は、それに加えて、老齢厚生年金を受け取ることができます。また、老後だけでなく、重い障害を負ったときの障害年金や、一家の大黒柱が亡くなったときに残された家族に支給される遺族年金があります。
[→3. 年金を受け取る P.15]

【公的年金の給付の種類】

	基礎年金	厚生年金
老 齢	老齢基礎年金 保険料を納めた期間などに応じた額	老齢厚生年金 保険料を納付した期間や賃金 ^{※1} に応じた額
障 害	障害基礎年金 障害等級 ^{※2} に応じた額 (子がいる場合には加算あり)	障害厚生年金 賃金 ^{※1} や加入期間、障害等級 ^{※2} に応じた額
遺 族	遺族基礎年金 老齢基礎年金の満額に子の数に応じて加算した額	遺族厚生年金 亡くなった方の老齢厚生年金の3/4の額

※1 賃金とは、正確には「平均標準報酬額」といい、厚生年金への加入期間中の給与と賞与（ボーナス）の平均額のことをいう。
 ※2 障害等級は、基礎年金と厚生年金で共通。障害厚生年金（2級以上）受給者は、同時に障害基礎年金を受給できる。

会社員が海外に派遣される場合には、日本の公的年金制度と海外の制度に二重に加入しなければならない場合があります。海外で働く日本人や海外から働きに来る外国人が働きやすい環境を整えるため、両国の公的年金制度に二重加入することを防止するとともに、加入期間を通算できるようにする取り組みを進めています。[→4. 外国で生活する P.31]

■年金制度改正法（令和2年法律第40号）が成立しました

令和2年5月29日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、令和2年6月5日に公布されました。

この法律は、より多くの方がこれまでよりも長い期間にわたり多様な形で働くようになることが見込まれる中で、今後の社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るためのものです。

今回の改正では、主に、

- ・被用者保険の適用拡大[→2（2）公的年金の保険料の納め方 P.10]、
- ・在職中の年金受給の在り方の見直し[→3（1）高齢になったとき（老齢年金）P.15]、
- ・受給開始時期の選択肢の拡大[→3（1）高齢になったとき（老齢年金）P.15]、
- ・確定拠出年金の加入可能要件の見直し等[→5（2）私的年金の種類 P.33]を行います。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

（令和2年法律第40号、令和2年6月5日公布）

改正の趣旨

より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 被用者保険の適用拡大【厚生年金保険法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年改正法）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法】

- ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる（現行500人超→100人超→50人超）。
- ② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。
- ③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。

2. 在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】

- ① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額を毎年定時に改定することとする。
- ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する（支給停止が開始される賞金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円（令和2年度額）に引き上げる。）。

3. 受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】

現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大する。

4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等【確定拠出年金法、確定給付企業年金法、独立行政法人農業者年金基金法等】

- ① 確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げる（※）とともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。
※ 企業型DC：厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満 個人型DC（iDeCo）：公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満
- ② 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大（100人以下→300人以下）、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。

5. その他【国民年金法、厚生年金保険法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、児童扶養手当法等】

- ① 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
- ② 未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加
- ③ 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ（具体の年数は政令で規定）
- ④ 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し
- ⑤ 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し 等

施行期日

令和4（2022）年4月1日（ただし、1①は令和4（2022）年10月1日・令和6（2024）年10月1日、1②・③は令和4（2022）年10月1日、4①は令和4（2022）年4月1日・同年5月1日等、4②は公布日から6月を超えない範囲で政令で定める日・令和4（2022）年10月1日等、5②・③は令和3（2021）年4月1日、5④は公布日、5⑤は令和3（2021）年3月1日 等）

2. 保険料を納める

日本の公的年金制度では、原則として、日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は全員、公的年金制度に加入する必要があります（これを「国民皆年金」といいます）。保険料を納める方法は、公的年金制度の加入方法によって異なります。また、経済的な理由などにより、国民年金保険料を納めることが困難な場合には、保険料を免除する制度などがあります。

この章では、「保険料を納める」ことについて、具体的に説明します。

（1）公的年金制度に加入する

70歳未満の会社員（厚生年金の適用事業所で働いている人）^(注)、国・地方公共団体の公務員や私立学校の教職員は、厚生年金に加入します（加入した人を被保険者といいます）。これらの会社や国・自治体、学校などに雇われている人は、原則として、厚生年金に加入すると同時に、国民年金の第2号被保険者になります。

厚生年金加入者の配偶者で扶養されている（年収が130万円未満で、かつ、配偶者の年収の2分の1未満である）20歳以上60歳未満の人は、国民年金の第3号被保険者^{*}となります。

これら以外の自営業者、農林漁業者などで、日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は、全て国民年金の第1号被保険者となります。

※ 令和2年4月から、原則として日本国内に住む方が対象となっている。

（2）公的年金の保険料の納め方

自営業者など（国民年金の第1号被保険者）は、毎月一定額（16,540円（令和2年度））の保険料を自分で納めます。

会社員など（国民年金の第2号被保険者）は、給与や賞与^{*1}に、定められた保険料率（平成29年9月から18.3%）で計算した額を会社と折半で負担します。厚生年金の保険料は、会社側に納める義務があり、会社は従業員に支払う給与などから、本人負担分の保険料を天引き（源泉徴収）し、会社負担分と合わせて納めます。

国民年金・厚生年金の保険料は、平成16年の制度改正により、毎年段階的に引き上げられ、それぞれ平成29年4月に16,900円（平成16年度価格）^{*2}、平成29年9月^{*3}に18.3%に達しました。なお、国民年金の第1号被保険者の方の産前産後期間に保険料を免除する制度（P.12参照）が平成31年4月に施行されたことに伴い、国民年金の保険料は同月から17,000円（平成16年度価格）に引き上がりました。

専業主婦（主夫）など（国民年金の第3号被保険者）は、自ら保険料を納める必要はありません。第3号被保険者の配偶者が負担した保険料は、夫婦で共同して負担したものの考えから、第3号被保険者に将来支払われる基礎年金の費用は、厚生年金から拠出されます。

※1 保険料を計算するには、実際の給与や賞与を基に定める標準報酬月額や標準賞与額を使う。標準報酬月額は、原則として、4～6月の3カ月の平均給与を基に毎年9月に改定する。

2. 保険料を納める

※2 実際の保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定める。

※3 私立学校教職員の厚生年金保険料率は、令和9年度までかけて上限（18.3%）に達する。

	国民年金	厚生年金	保険料 (令和2年4月時点)
自営業者、農業者、学生など (20歳以上60歳未満で下記以外の人)	第1号被保険者	—	16,540円(月額)
適用事業所に雇用される 会社員など(70歳未満)	第2号被保険者※	厚生年金被保険者	月収の18.3% (労使折半。本人負担は 9.15%)
国家公務員(70歳未満) 地方公務員(70歳未満)			月収の14.973% (労使折半。本人負担は 7.4865%)
私立学校教職員(70歳未満)			
専業主婦(夫)など (被用者の配偶者であって扶 養されている人)	第3号被保険者	—	保険料負担はない (配偶者が加入する厚 生年金が負担)

※ 65歳以上で老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する人は、厚生年金の被保険者になるが、国民年金の第2号被保険者にはならない。

(注) 短時間労働者であっても、1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3以上である者には社会保険が適用される。また、4分の3未満であっても、①週の所定労働時間が20時間以上であること、②月額賃金が8.8万円以上であること、③勤務期間が1年以上見込まれること、④学生ではないこと、⑤従業員数501人以上の規模である企業に使用されていること(500人以下の企業でも労使合意があれば適用対象となる)、の5つの条件を満たす場合には、厚生年金に加入することになる。

■【令和2年の年金制度改正法①】被用者保険の適用拡大

多様な就労を年金制度に反映するため、被用者保険の適用拡大を実施します。具体的には、短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件（現行、従業員数500人超）を段階的に引き下げ、令和4年10月に100人超規模、令和6年10月に50人超規模とします。賃金要件（月額8.8万円以上）、労働時間要件（週労働時間20時間以上）、学生除外要件については現行のままとし、勤務期間要件（現行、1年以上）については実務上の取扱いの現状も踏まえて撤廃し、フルタイムの被保険者と同様の2か月超の要件を適用することとします。

加えて、強制適用の対象となる5人以上の個人事業所の適用業種に、弁護士、税理士等の士業を追加します。

被用者保険が適用され、厚生年金保険に加入すると、将来基礎年金に上乗せする形で報酬比例の年金（厚生年金）が終身でもらえます。障害がある状態になった場合には、障害基礎年金に加えて障害厚生年金を受け取れます。また、万一お亡くなりになった場合には、ご遺族の方は遺族厚生年金を受け取れます。さらに、医療保険（健康保険）の給付も充実し、ケガや出産によって仕事を休まなければならない場合に賃金の3分の2程度の給付を受け取ることができます（傷病手当金、出産手当金）。

(3) 国民年金の保険料が納められない場合

① 保険料の免除

国民年金の第1号被保険者の中には、失業して所得がない人など経済的な理由で一時的に保険料を納められない人もいます。そのため、国民年金制度では保険料免除の仕組みを設けています。保険料が免除されると、将来受け取る老齢基礎年金が減額されます。免除された保険料は、10年以内であれば追納することができ、追納した場合は納めた期間として、計算されます。

ア. 保険料の申請免除

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、市区町村へ申請することにより、保険料の全額または一部（3/4・半額・1/4）の納付が免除されます。

【免除の対象となる所得の基準（令和2年度）】

	前年の所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること
全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
3/4免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
1/4免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

イ. 保険料の法定免除

次のような事由に該当する人は、市区町村へ届け出ると保険料が免除されます。

- ① 障害基礎年金の受給権者
- ② 生活保護法による生活扶助を受けている人
- ③ ハンセン病療養所などに入所している人

② 保険料の納付特例・納付猶予

学生や、若年者で就職が困難であったり、失業中であつたりするなどの理由で所得が低い人について、国民年金保険料の納付を猶予する制度もあります。

国民年金保険料の納付が猶予された期間は、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）には反映されますが、年金額の計算には反映されません。なお、猶予された保険料は、10年以内であれば追納が可能です。

ア. 学生納付特例制度

学生（大学・大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在学する人）で、本人の所得が一定額以下の場合に、在学中の保険料の納付が猶予されます。

- 所得の基準（申請者本人のみ）[令和2年度]
118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

イ. 納付猶予制度（令和12年6月まで）

50歳未満の第1号被保険者について、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

- 所得の基準（申請者本人と配偶者）[令和2年度]
 $(\text{扶養親族等の数}+1) \times 35\text{万円}+22\text{万円}$

（4）出産・子育てをしている場合

出産・子育てをする人を支援するために、産休期間中の人や育児休業などを取得した人に対して、国民年金、厚生年金の特例措置を設けています。

① 産休期間中、産前産後期間中の特例

ア. 産前産後の休業期間中の保険料免除

産前産後の休業[※]について、休業を開始した月から終了した月（終了日の翌日の月）の前月までの厚生年金保険料が免除されます。この期間は、保険料を納めた期間とみなされ、休業前の給与水準に応じた老齢厚生年金の給付が保障されます。

※ 出産日の42日以前（多胎妊娠の場合は98日前）から出産日の56日後まで

また、平成31年4月からは、国民年金の第1号被保険者の産前産後期間について、出産予定月の前月（多胎妊娠の場合は3ヶ月前）からその翌々月までの国民年金保険料が免除されています。この期間は、保険料を納めた期間とみなされ、免除期間は満額の基礎年金を保障しています。また、この費用に充てるため、国民年金の保険料が平成16年度価格水準で月額100円引き上げられました。

イ. 産前産後休業などを終了した際の標準報酬月額の変更の特例

産前産後休業を終了した人が、職場復帰した場合は、その後の3ヵ月間の給与の平均額で標準報酬月額を改定して、厚生年金保険料を計算します。職場復帰せず、そのまま育児休業などに入った場合には、育児休業などが終了してから改定します。

② 育休期間中の特例

ア. 育児休業などの期間中の保険料免除

子どもが3歳になるまでの間の育児休業などについて、休業を開始した月から終了した月（終了日の翌日の月）の前月までの厚生年金保険料が免除されます。この期間は、保険料を納めた期間とみなされ、休業前の給与水準に応じた老齢厚生年金の給付が保障されます。

イ. 育児休業などを終了した際の標準報酬月額の変更の特例

育児休業などを終了した人が、3歳未満の子どもを養育しながら職場復帰した場合は、その後の3ヵ月間の給与平均額で標準報酬月額を改定し、厚生年金保険料を計算します。

ウ. 3歳未満の子どもの養育期間における標準報酬月額のみなし措置

3歳未満の子どもを養育する期間中の標準報酬月額が、子どもを養育する前の標準報酬月額を下回る場合には、従前の標準報酬月額がその期間における標準報酬月額とみなされて、将来受け取る老齢厚生年金の額が計算されます。

3. 年金を受け取る

公的年金は、高齢で働けなくなったときや重い障害を負ったとき、一家の大黒柱が亡くなったときなどに、本人や残された家族に年金を支給することで生活を保障します。年金を受け取るためには、これまで保険料を納めてきたことなどの要件を満たしている必要があります。

この章では、「年金を受け取る」ことについて、具体的に説明します。

(1) 高齢になったとき（老齢年金）

高齢になり、会社を退職するなどして所得が低くなったときの生活の支えとなるのが、老齢基礎年金と老齢厚生年金です。受け取る年金額は、保険料を納めた期間などによって決まります。

【老齢基礎年金】

支給要件

- ① **受給資格期間**（年金を受け取るために必要な期間）
保険料を納めた期間と保険料を免除された期間^{※1}が合わせて10年以上あること。
- ② **支給開始年齢**
65歳（60歳からの繰上げ受給や、66歳以降の繰下げ受給も可能）。

年金額（令和2年度）

- 保険料を納めた月数 + [保険料を免除された月数 × (1/2 ~ 7/8)]** ^{※2}
- **年金額 = 満額** × $\frac{\text{保険料を納めた月数} + [\text{保険料を免除された月数} \times (1/2 \sim 7/8)]}{480}$ （40年^{※3} × 12月）
- **令和2年度の満額 = 781,700円**（480月（40年 × 12月）保険料を納めた場合。
物価や賃金に応じて毎年4月に改定）
- **繰上げ受給・繰下げ受給**（昭和16年4月2日以後生まれの人（月単位））
- ・ 繰上げ受給（60歳から65歳前までに受給を開始）
減額率 = 0.5% × 繰上げ請求月から65歳到達月の前月までの月数（最大30%減額）
 - ・ 繰下げ受給（65歳以降に受給を開始。70歳まで。）
増額率 = 0.7% × 65歳到達月から繰下げ請求月の前月までの月数（最大42%増額）

※1 昭和61年3月31日以前に、強制加入期間とされていなかった期間などいわゆる「合算対象期間」を含む。

※2 保険料を免除された期間がある人は、免除の種類と基礎年金の国庫負担割合に応じて計算式が変わる。学生納付特例や納付猶予を利用した期間は、保険料を追納しないと年金額には反映されない。

- ・ 保険料全額免除月数 × 1/2（平成21年3月以前の期間は1/3）
- ・ 保険料3/4免除月数 × 5/8（同1/2）
- ・ 保険料半額免除月数 × 3/4（同2/3）
- ・ 保険料1/4免除月数 × 7/8（同5/6）

例えば、平成21年以降に20年間保険料を納付し、10年間全額免除、10年間半額免除を受けた人は、

満額 × (20年 × 12ヵ月 + 10年 × 12ヵ月 × 1/2 + 10年 × 12ヵ月 × 3/4) / 480月 = 満額 × 390月 / 480月 として計算。

※3 昭和16年4月1日以前生まれの人は、生年月日に応じて短縮。

■【令和2年の年金制度改正法②】受給開始時期の選択肢の拡大

高齢期の就労の拡大等を踏まえ、高齢者が自身の就労状況等に合わせて年金受給の方法を選択できるよう、繰下げ制度について、より柔軟で使いやすいものとするための見直しを行います。

現行制度では、60歳から70歳まで自分で選択可能となっている年金受給開始時期について、その上限を75歳に引き上げます。繰下げ増額率は1月あたり、プラス0.7%（最大プラス84%）となります。この制度改正は、令和4年4月から適用され、令和4年4月1日以降に70歳に到達する方（昭和27年4月2日以降に生まれた方）が対象です。なお、現在65歳からとなっている年金支給開始年齢の引上げは行いません。

【老齢厚生年金】

支給要件	<p>①受給資格期間（年金を受け取るのに必要な期間） 老齢基礎年金の受給資格を満たしていて、厚生年金の加入期間が1ヵ月以上あること （ただし、特別支給の老齢厚生年金は、厚生年金の加入期間が1年以上であることが必要）</p> <p>②支給開始年齢 65歳（60歳からの繰上げ受給や、66歳以降の繰下げ受給も可能） ※経過措置として、65歳前から特別支給の老齢厚生年金が支給される場合がある（後述）</p>
年金額（令和2年度）	<p>■老齢厚生年金（報酬比例部分） 年金額^{※1} = 平均標準報酬月額^{※2} × (9.5/1000 ~ 7.125/1000)^{※3} × H15.3以前の被保険者期間の月数 + 平均標準報酬額^{※2} × (7.308/1000 ~ 5.481/1000)^{※3} × H15.4以降の被保険者期間の月数</p> <p>■加給年金（老齢基礎年金・特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受け取る場合）</p> <p>○ 支給要件</p> <p>①本人の厚生年金加入期間が20年以上 ②配偶者が老齢厚生年金等（厚年加入期間が20年以上のもの）や障害厚生年金等を受けていない ③配偶者が65歳未満で生計維持関係にある ④配偶者の年収が850万円未満 ・子ども（18歳の誕生日の前日の属する年度の年度末を経過していない子、20歳未満で1級または2級の障害者）がいる場合、人数に応じて加算</p> <p>○ 支給額 ・ 配偶者 224,900円 ・ 第1子・第2子 224,900円 ・ 第3子以降 各75,000円</p> <p>■特別支給の老齢厚生年金（特例に該当するものや生年月日によって受け取れる場合がある）</p> <p>○ 報酬比例部分 老齢厚生年金（報酬比例部分）と同じ計算方法 ○ 定額部分 1,628円 × 改定率（1.001）× 生年月日に応じた率 × 被保険者期間の月数</p> <p>■老齢厚生年金の支給停止（在職老齢年金制度）</p> <p>○ 60歳～64歳</p> <p>1 賃金（ボーナス込みの月収）と年金（月額）の合計額が28万円まで年金を全額支給 2 28万円を超えた場合、賃金が47万円までは賃金の増加2に対して、年金1を停止 3 賃金が47万円を超えた場合、賃金の増加分だけ年金を停止</p> <p>○ 65歳以降</p> <p>1 賃金（ボーナス込みの月収）と年金（月額）の合計額が47万円まで年金を全額支給 2 47万円を超えた場合、賃金の増加2に対して、年金1を停止</p>

※1 下記計算式によって算出された年金額のほうが高い場合は、その額を支給する。

年金額 = [(平均標準報酬月額)^{※4} × (10/1000 ~ 7.5/1000)^{※3} × (H15.3以前の被保険者期間の月数)

+ (平均標準報酬額)^{※4} × (7.692/1000 ~ 5.769/1000)^{※3} × (H15.4以降の被保険者期間の月数)] × 従前額改定率^{※5}

※2 平均標準報酬（月）額を算出する際の再評価率は、令和2年度時点の水準のものを用いる。

※3 給付乗率は、生年月日によって異なる。

※4 平均標準報酬（月）額を算出する際の再評価率は、平成6年改正時（平成5年度時点）の水準のものを用いる。

※5 従前額改定率は、昭和12年度以前生まれの場合は1.002、昭和13年度以降生まれの場合は1.000。

■ 「ねんきんネット」であなたの年金の見込額試算ができます

○ 様々な条件に応じた年金の見込額試算

【試算方法】

- 現在の加入条件が60歳まで継続したと仮定した見込額を自動表示する「**かんたん試算**」
- 今後の職業、収入および期間などの条件を自分で設定して試算する「**詳細な条件で試算**」

○ねんきんネットの登録方法

日本年金機構のホームページで基礎年金番号等を入力いただくことで簡単に登録できます。ぜひご登録ください。

- アクセスキー（「ねんきん定期便」などに記載されている17ケタの番号）をお持ちの方には、インターネット上で即時にユーザIDを発行いたします。
- アクセスキーをお持ちでない方は、5営業日程度で、ユーザIDを記載したハガキをご自宅にお届けします。
- マイナンバーカードがあれば、「ねんきんネット」に登録していなくてもマイナポータルから「ねんきんネット」にアクセスできます。

○その他便利な機能

- 24時間いつでも、パソコンやスマートフォンで利用可能
- ご自身の最新の年金記録を確認
- 「年金振込通知書」などの各種通知書を確認・ダウンロード
- 「公的年金等の源泉徴収票」などの原本の再交付申請



「ねんきんネット」のご登録はこちらから

「ねんきんネット」で 電子版「年金振込通知書」等の確認や 年金の見込額試算ができます！

◆年金の支給に関する各種通知書の確認・ダウンロード また 公的年金の源泉徴収票等の原本の再交付申請

◆様々な条件に応じた年金の見込額試算

◆他にも便利な機能があります！

日本年金機構 Japan Pension Service

ご利用登録は、とってもカンタン 日本年金機構のホームページで!

【登録の流れ】

その1 以下をご利用いただき、新規登録画面から**必要事項を入力**してください。
 ・基礎年金番号 ※1
 ・メールアドレス ※2
 ・アクセスキー ※2

その2 ▶アクセスキーをお持ちの方は**早くにユーザID**が発行されます。
 ▶アクセスキーをお持ちでない方は日本年金機構において本人確認を行い、**5営業日程度**でユーザIDを記載したハガキをお届けします。

その3 ユーザIDとパスワードを使用して、「ねんきんネット」へログインしてください。

【マイナンバーカードをお持ちの方は】

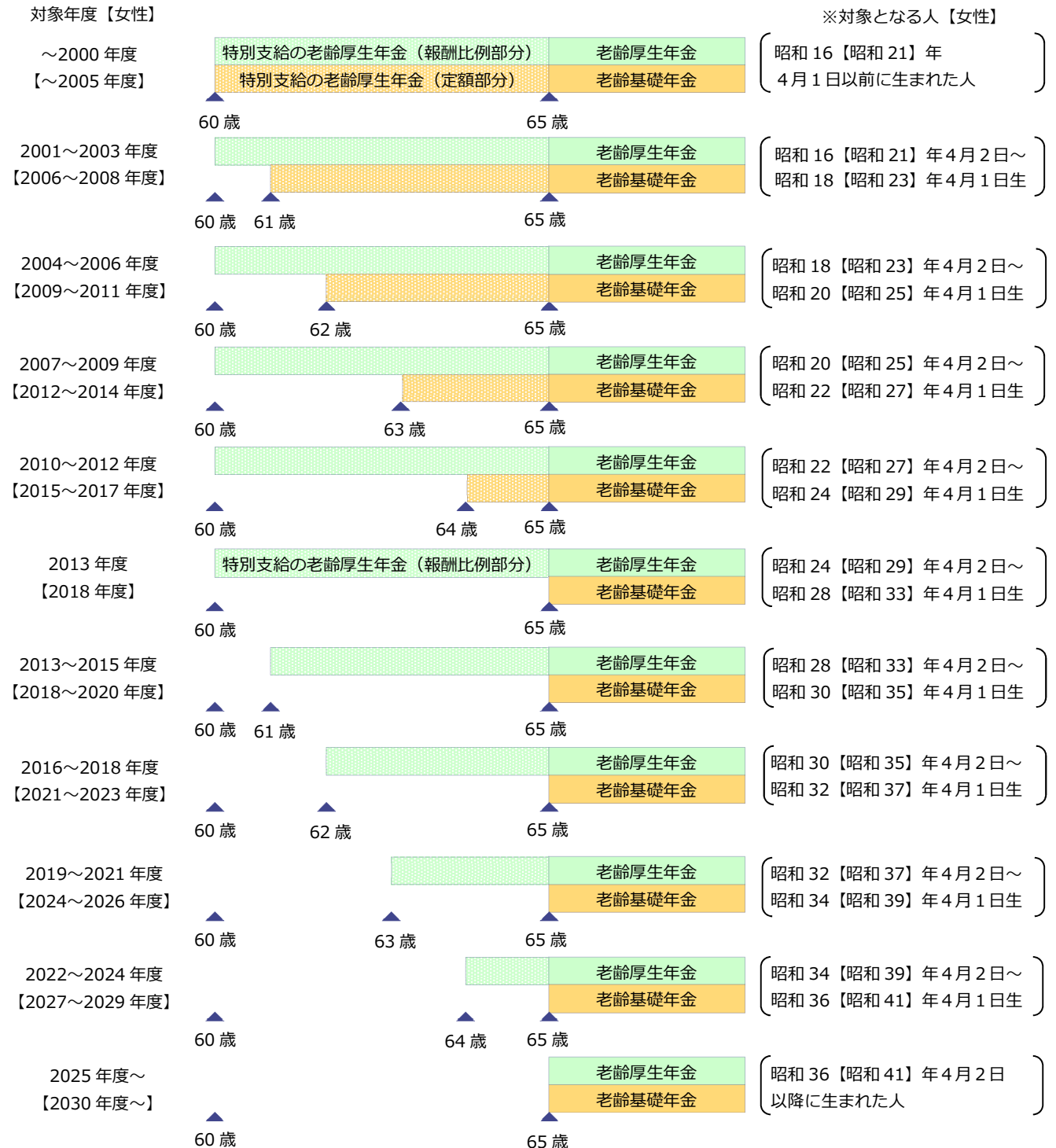
◆マイナンバーカードがあれば、「ねんきんネット」に登録していなくてもマイナポータルから「ねんきんネット」にアクセスできます。ぜひご利用ください。

お問い合わせは 専用ダイヤル **0570-058-555**

3. 年金を受け取る

① 老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げスケジュール

老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）は、現在、その支給開始年齢が段階的に引き上げられており、男性は2025年度まで、女性は2030年度までにかけて、支給開始年齢が65歳へ引き上げられます（繰上げ受給は可能）。



※ 上記の受給開始年齢の引上げスケジュールは会社員などのもの
 （公務員や私立学校教職員は、男女とも会社員などの男性と同じスケジュール）

② 離婚時における厚生年金の分割

厚生年金の被保険者が負担した厚生年金の保険料は、夫婦が共同して負担したものと考えられることから、その離婚時に、以下の方法により、配偶者の厚生年金を分割できます。

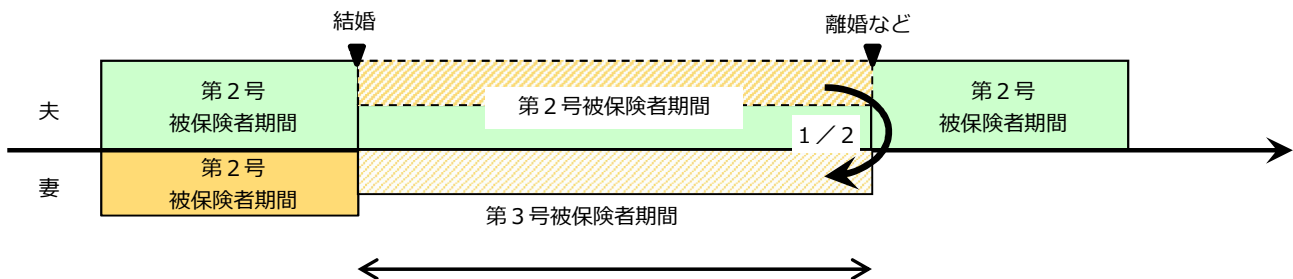
ア. 当事者の合意や裁判所の決定があれば、第3号被保険者ではなかった共働き期間なども含む婚姻期間についての厚生年金の分割を受けることができます。

※ 分割割合は、婚姻期間中に夫婦として納めた保険料納付記録の合計の2分の1が限度

イ. 当事者の合意や裁判所の決定がなくても、平成20年4月以降の扶養されていた第3号被保険者期間は、配偶者の厚生年金（保険料納付記録）を2分の1に分割できます。

※ イについては、配偶者の所在が長期にわたり明らかでない場合など、分割を適用することが必要な事情にあると認める場合にも、分割することが可能です。

【会社員の夫と専業主婦の妻が離婚した場合のイメージ】



■ 【令和2年の年金制度改正法③】 在職中の年金受給の在り方の見直し

■ 在職老齢年金制度の見直し

在職老齢年金制度とは、就労し、賃金と年金の合計額が一定以上になる60歳以上の老齢厚生年金受給者を対象として、全部または一部の年金支給を停止する仕組みです。

60～64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度（低在老）について、年金の支給が停止される基準が現行の賃金と年金月額合計額28万円から47万円に緩和され、賃金と年金月額の合計額が28万円から47万円の方は年金額の支給停止がされなくなります。この制度改正は、令和4年4月から適用されます。なお、65歳以上の在職老齢年金制度（高在老）については、現行の基準は47万円となっており、変更はされません。

■ 在職定時改定の導入

65歳以上の在職中の老齢厚生年金受給者について、年金額を毎年10月に改定し、それまでに納めた保険料を年金額に反映する制度を新設します。これまで、退職等により厚生年金被保険者の資格を喪失するまでは、老齢厚生年金の額は改定されませんでした。在職定時改定の導入により、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実が図られます。この制度改正は、令和4年4月から適用されます。

(2) 障害を負ったとき（障害年金）

事故などにより重い障害を負ってしまったような場合の生活を支えるために支給されるのが、障害年金です。障害の等級によって年金額が決まります。

	障害基礎年金	障害厚生年金
支給要件	<p>①保険料納付要件</p> <p>ア) 初診日の前日において、初診日の月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が2/3以上である。</p> <p>イ) 初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がない。(直近1年要件の特例)</p> <p>②初診日に、被保険者であるか、または被保険者であった人で60歳以上65歳未満の国内居住者である</p> <p>③障害の状態</p> <p>障害認定日^{※1}に、障害の程度が1級・2級に該当する。</p> <p>(障害認定日に該当しなかった場合でも、65歳に達する日の前日までの間に障害が重くなり、1級・2級に該当した時は、受給できる)</p> <p>※20歳前傷病による障害基礎年金</p> <p>初診日に20歳未満であった人が、(i)20歳に達した日に1級・2級の障害の状態にあるとき、または、(ii)20歳に達した後に1級・2級の障害の状態となったときは、障害基礎年金が支給される。ただし、所得制限^{※2}がある。</p>	<p>①保険料納付要件</p> <p>障害基礎年金と同じ。</p> <p>②初診日に、被保険者である</p> <p>③障害の状態</p> <p>障害認定日^{※1}に、障害の程度が1級～3級に該当する。</p>
年金額(令和2年度)	<p>1級 781,700円 × 1.25 + 子の加算</p> <p>2級 781,700円 + 子の加算</p> <p>※ 子の加算 第1子・第2子 : 各224,900円 第3子以降 : 各75,000円</p>	<p>1級 老齢厚生年金額×1.25+配偶者の加算</p> <p>2級 老齢厚生年金額+配偶者の加算</p> <p>3級 老齢厚生年金額 (最低保障額 586,300円)</p> <p>※ 配偶者の加算…224,900円</p> <p>(注) 障害厚生年金を計算する際、被保険者期間が300か月(=25年)に満たないときは300か月(=25年)として計算。</p>

※1 障害認定日とは、初診日から1年6か月経過した日(その間に症状が固定した場合は、固定した日)をいう。

※2 所得制限の目安 全額支給停止: 462.1万円、2分の1支給停止: 360.4万円

○ 障害等級

	障害の状態
1級	他人の介助を受けなければ、ほとんど自らのことができない程度の状態 (具体例) ① 両眼の視力の和が0.04以下の場合 ② 両手のすべての指を失った場合 ③ 両足を足関節以上で失った場合 など
2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、 就労ができない程度の状態 (具体例) ① 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下の場合 ② 片手のすべての指を失った場合 ③ 片足を足関節以上で失った場合 など
3級 (障害厚生年金のみ)	就労に著しい制限を受ける程度の状態 (具体例) ① 両眼の視力が0.1以下に低下した場合 ② 一上肢の3大関節(肩関節、肘関節、手関節)のうち、2関節に著しい障害を残す場合 ③ 一下肢の3大関節(股関節、膝関節、足関節)のうち、2関節に著しい障害を残す場合 など

○ 基礎年金と厚生年金の受給できる組み合わせ

【65歳以上の方の場合】

- ・「老齢基礎年金」を受給する場合(①)は、「老齢厚生年金」又は「遺族厚生年金」のどちらか1つを選択して同時に受給することができます。
- ・「障害基礎年金」を受給する場合(②)は、「老齢厚生年金」、「障害厚生年金」、「遺族厚生年金」のうちいずれか1つを選択して同時に受給することができます。
- ・「遺族基礎年金」を受給する場合(③)は、「遺族厚生年金」を同時に受給することができます。

厚生年金 国民年金	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
①老齢基礎年金	○	×	○
②障害基礎年金	○	○	○
③遺族基礎年金	×	×	○

(注) ○：選択できる組み合わせ ×：選択できない組み合わせ

【65歳未満の方の場合】

- ・「老齢基礎年金」を受給する場合は、「老齢厚生年金」を同時に受給することができます。
(注)
- ・「障害基礎年金」を受給する場合は、「障害厚生年金」を同時に受給することができます。
- ・「遺族基礎年金」を受給する場合は、「遺族厚生年金」を同時に受給することができます。
(注) 65歳未満が受給する老齢基礎年金は、繰上げ支給の老齢基礎年金です。また、65歳未満が受給する老齢厚生年金は、特別支給の老齢厚生年金又は繰上げ支給の老齢厚生年金です。

(3) 一家の大黒柱が亡くなったとき（遺族年金）

一家の大黒柱が亡くなったときに、残された家族の生活の安定のために支給されるのが、遺族年金です。年金額は、遺族基礎年金が定額であるのに対し、遺族厚生年金は亡くなった方の保険料を納めた期間などによって決まります。

	遺族基礎年金	遺族厚生年金
支給要件	<p>① 次の要件のいずれかに該当すること</p> <p>ア) 短期要件 ④ 被保険者が死亡したとき ⑤ 被保険者であったことがある60歳以上65歳未満の人で国内に住所を有する人が死亡したとき</p> <p>イ) 長期要件 老齢基礎年金（保険料納付済期間等が25年以上のものに限る。）の受給権者または保険料納付済期間等が25年以上ある人が死亡したとき</p> <p>② 保険料納付要件 短期要件の場合は、死亡日前日において、死亡日の月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が2/3以上であること（障害基礎年金と同様の直近1年要件の特例あり）</p> <p>③ 遺族の範囲 死亡した人によって生計を維持されていた次の人に支給される。 ④ 子^{※1}のある配偶者 ⑤ 子^{※2}</p>	<p>① 次の要件のいずれかに該当すること</p> <p>ア) 短期要件 ④ 被保険者が死亡したとき ⑤ 被保険者期間中に初診日のある傷病によって初診日から5年以内に死亡したとき ⑥ 1級または2級の障害厚生年金受給権者が死亡したとき</p> <p>イ) 長期要件 老齢厚生年金（保険料納付済期間等が25年以上のものに限る。）の受給権者または保険料納付済期間等が25年以上ある人が死亡したとき</p> <p>② 保険料納付要件 短期要件の④・⑤の場合は、遺族基礎年金と同様の保険料納付要件を満たすことが必要</p> <p>③ 遺族の範囲 死亡した人によって生計を維持されていた次の人に支給される。ただし、⑥⑦⑧は先順位の人が受給するときは遺族とはならない。 ④ 配偶者^{※3}（夫は55歳以上、支給は60歳から） ⑤ 子^{※2} ⑥ 父母（55歳以上、60歳から支給） ⑦ 孫（子と同じ年齢要件あり） ⑧ 祖父母（55歳以上、60歳から支給）</p>
	<p>年金額（令和2年度）</p> <p>781,700円 + 子の加算</p> <p>● 子の加算 第1子・第2子：各224,900円 第3子以降：各75,000円</p>	<p>死亡した者の老齢厚生年金額 × 3/4</p> <p>（注）短期要件の場合、死亡した人の老齢厚生年金の計算をする際、被保険者期間が300か月（25年）に満たないときは300か月（25年）。</p>

※1 子は、18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子、20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子をいう。

※2 子に対する遺族基礎年金・遺族厚生年金は、配偶者が遺族基礎年金・遺族厚生年金の受給権を有する期間、支給を停止する。

※3 夫の死亡時に30歳未満で子のいない妻などに対して支給される遺族厚生年金は、5年間の有期給付。

① 遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給

老齢厚生年金を受ける権利がある65歳以上の方が、配偶者の死亡による遺族厚生年金を受けるときは、次の(1)と(2)の額を比較し、高い方の年金額を受け取ることになります。

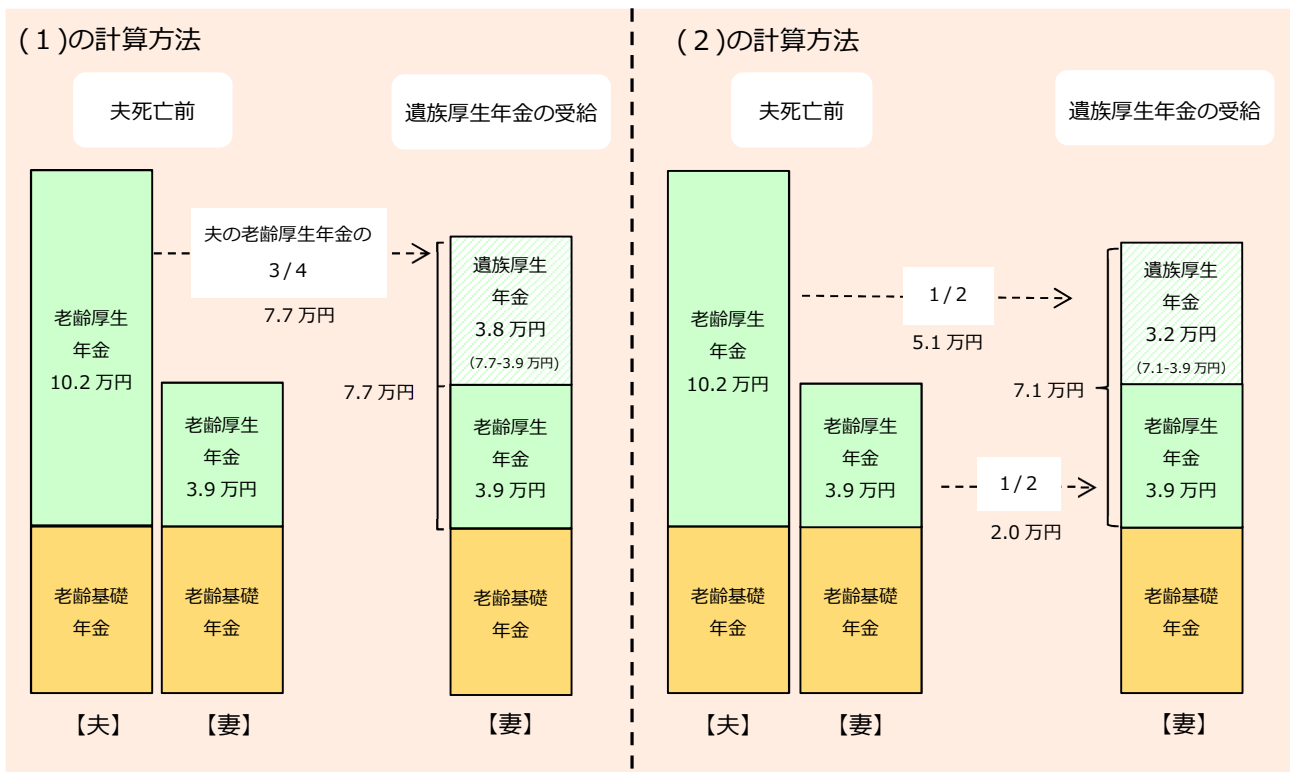
(1) 「死亡した配偶者の老齢厚生年金の4分の3」

(2) 「死亡した配偶者の老齢厚生年金の2分の1」と「本人の老齢厚生年金（子の加給年金額を除く）の額の2分の1」を合計した額

実際に年金を受け取る際には、上記の計算方法で決まった年金額と本人の老齢厚生年金の満額との差額が遺族厚生年金として支給されます。

【イメージ図：夫の老齢厚生年金は10.2万円、妻の老齢厚生年金は3.9万円で夫が死亡した場合】

この場合、(1)の計算では、年金額7.7万円、(2)の計算では、年金額7.1万円となり、年金額の高い(1)の方法で併給することになります。



② 中高齢寡婦加算

次のいずれかに該当する妻が受ける遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまでの間、586,300円（年額）が加算されます。これを、中高齢寡婦加算といいます。

- ・ 夫が亡くなったとき、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしていない妻。
- ・ 遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子がいる妻（40歳に達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けていた妻に限る）が、子が一定の年齢になったことにより、遺族基礎年金を受給できなくなったとき。

(4) その他の給付を受け取れるとき

① 国民年金におけるその他の給付

ア. 寡婦年金

寡婦年金は、国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて10年以上ある夫が死亡したときに、夫の死亡当時、夫によって生計を維持され、かつその婚姻関係が10年以上継続している妻に、60歳から65歳になるまでの間、支給されます。

年金額は、夫の第1号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金額の3/4です。

イ. 付加年金

付加年金は、国民年金の付加保険料を納めた場合に、老齢基礎年金に加算して支給されます。付加保険料額は月額400円で、受給額（年額）は200円×付加保険料納付月数で計算されます。国民年金の第1号被保険者以外の人には付加保険料を納めることはできません（国民年金基金に加入している人は、掛金に付加保険料相当分が含まれています）。

（例）20歳から60歳まで毎月付加保険料を納めた場合（総額192,000円）

→ 年金額 **96,000**円増額（終身）

ウ. 死亡一時金

死亡一時金は、老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受給しないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受給できない場合に、支給されます。

第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数等[※]が、36か月以上の人が対象です。

エ. 脱退一時金

脱退一時金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数等[※]が6か月以上ある外国人で、老齢基礎年金の支給要件を満たしていない者が、年金の支給を受けないまま帰国したときに、請求により支給されます。（日本人の場合は、本人が保険料を納めず未納となっている場合などを除き、老齢基礎年金を受給できるため、脱退一時金は支給されません。）

※ 保険料納付済期間の月数等とは、以下を合算したものの。

- (1) 保険料納付済期間の月数
- (2) 保険料1/4免除期間の月数×3/4
- (3) 保険料半額免除期間の月数×1/2
- (4) 保険料3/4免除期間の月数×1/4

② 厚生年金におけるその他の給付

ア. 障害手当金

障害手当金は、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間のある人が、厚生年金被保険者期間中に病気やけがをし、5年以内に症状が固定した場合で、一定程度の障害の状態にあるときに支給されます。

イ. 脱退一時金

脱退一時金は、厚生年金の被保険者期間が6か月以上ある外国人で、老齢厚生年金の支給要件を満たさず、年金の支給を受けないまま帰国したときに、請求により支給します（国民年金の脱退一時金と同じ考え方）。

【脱退一時金の額】

対象月数	国民年金（令和2年度）	厚生年金
6か月以上12か月未満	49,620円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×6
12か月以上18か月未満	99,240円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×12
18か月以上24か月未満	148,860円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×18
24か月以上30か月未満	198,480円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×24
30か月以上36か月未満	248,100円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×30
36か月以上	297,720円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×36

（注1）保険料率は、厚生年金保険の被保険者期間の最終月によって、次のように規定されている。

1月～8月：前々年の10月の保険料率 / 9月～12月：前年の10月の保険料率

（注2）対象月数の上限は、令和3年4月より36か月（3年）から60か月（5年）に引き上げられる予定。

③ その他の給付

ア. 特別障害給付金

(i)平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生、または(ii)昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であったサラリーマンの配偶者で、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級又は2級相当の障害の状態にある人には、特別障害給付金が支給されます。ただし、65歳前にその障害状態に該当した場合に限られます。

〔令和2年度の支給額〕

障害基礎年金1級に該当する人	52,450円（月額）
障害基礎年金2級に該当する人	41,960円（月額）

（注）支給額は毎年度、物価の変動に応じて改定される。また、本人の所得によっては、支給額が全額または半額、制限される場合がある。（所得制限の目安は、P.21の20歳前傷病による障害基礎年金と同じ）

〔請求の窓口〕

住所地の市区町村

イ. 年金生活者支援給付金

年金を受給しながら生活をしている高齢者や障害者などの中には、年金を含めても所得が低く、経済的な支援を必要としている人がいるため、社会保障と税の一体改革に伴い、平成24年に「年金生活者支援給付金制度」を創設しました。年金生活者支援給付金は、令和元年10月から、消費税率を10%に引き上げた時に増加した消費税収を基に支給されています。

年金生活者支援給付金制度の種類とそれぞれの対象者・支給額は以下のとおりです。

【高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）】

支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること ② 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約78万円）^{※1}以下であること ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること
支給額（令和2年度）	<p>(1)と(2)の合計額</p> <p>(1) 保険料納付済期間に基づく額（月額） $= 5,030円^{※2} \times \text{保険料納付済期間（月数）} / 480月$</p> <p>(2) 保険料免除期間に基づく額（月額） $= 10,856円^{※3} \times \text{保険料免除期間（月数）} / 480月$</p>

- ※1 毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定。令和2年度は779,900円。
- ※2 毎年度、物価変動に応じて改定。
- ※3 老齢基礎年金満額（月額）の1/6（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額（月額）の1/12（約5,400円）。

【高齢者への給付金（補足的老齢年金生活者支援給付金）】

支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること ② 老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない一方で、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が、約88万円^{※1}以下であること ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること
支給額	<p>老齢年金生活者支援給付金を受けられる人との所得の逆転を防ぐよう政令で定める額</p>

- ※1 令和2年度は879,900円。

【障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）】

支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること ② 前年の所得^{※1}が、462万1,000円以下^{※2}であること
支給額（令和2年度）	<p>障害等級2級の者及び遺族である者 …5,030円^{※3}（月額）</p> <p>障害等級1級の者 …6,288円^{※3}（月額）</p>

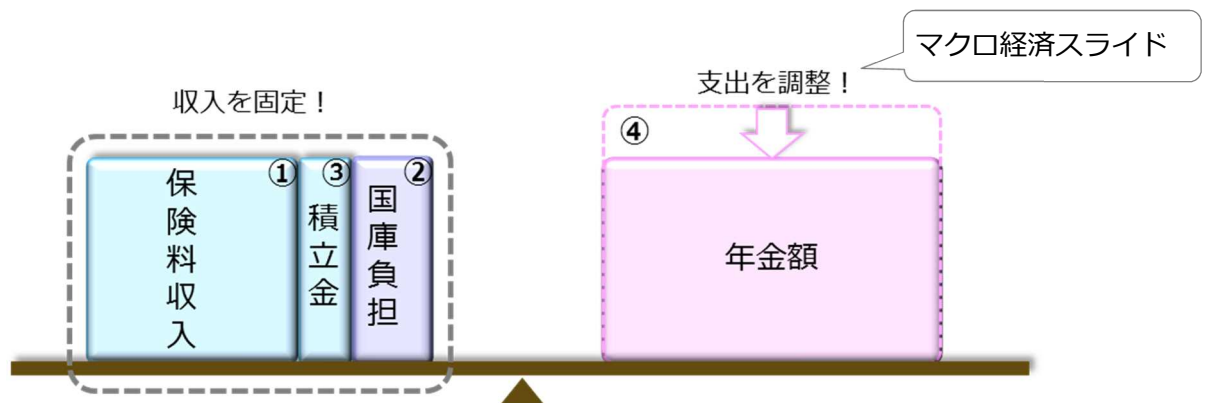
- ※1 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。
- ※2 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。
- ※3 毎年度、物価変動に応じて改定。

(5) マクロ経済スライドの発動

【長期的な財政の枠組み】

少子高齢化が進行する中で、財源の範囲内で年金給付を賄えるよう、公的年金制度の長期的な財政の枠組みとして、以下の仕組みを設けています。この年金額の調整の仕組みをマクロ経済スライドと呼んでいます。

- <収入> { ①保険料水準を固定する（平成29年度まで引上げ）
②基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする
③積立金を活用することで固定する
- <支出> ④長期的な収支が均衡するように、年金額を調整する

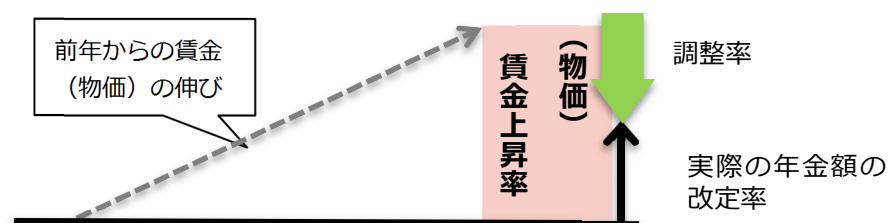


【マクロ経済スライドの仕組み】

年金額は、賃金や物価の変動に応じて改定するのが原則です。マクロ経済スライドとは、長期的に財政が均衡するために必要と見込まれる一定期間[※]について、現役世代の人口減少や平均余命の伸びを考慮した「調整率」を毎年度設定し、調整率に相当する分だけ賃金や物価による年金額の上昇を抑える仕組みです。

また、年金受給者に配慮して、前年度より年金額を下げる調整までは行わない措置（名目下限措置）をとっているため、マクロ経済スライドによって名目の年金額が下がることはありません。

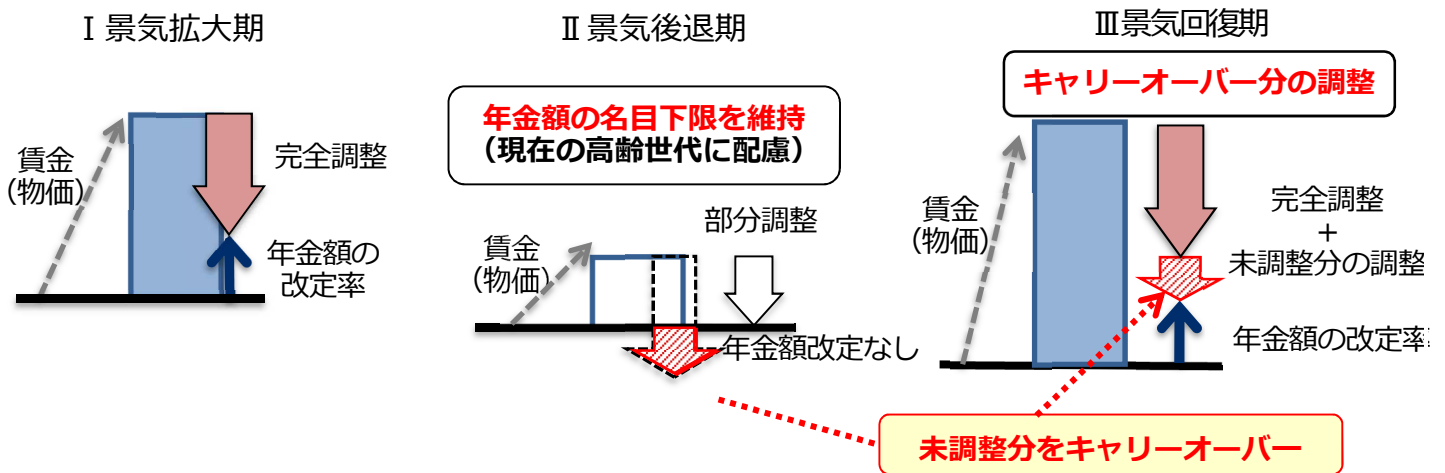
※ 5年に一度の財政検証の際、おおむね100年間の財政均衡期間の終了時に、その時点の給付費の1年分程度の積立金を保有することができるように、年金額の伸びの調整を行う期間を設定する。



3. 年金を受け取る

今後、デフレからの脱却に伴いマクロ経済スライドによる給付水準の調整が進んでいくこととなりますが、将来世代の年金の給付水準を確保するためには、景気変動の中でこの調整を極力先送りしないようにすることが重要です。

こうした観点から、マクロ経済スライドについて、名目下限措置を維持しつつ、物価、賃金が上昇したときに、前年度に調整できず繰り越した未調整分（キャリーオーバー）を調整する仕組みを導入しました（平成 30 年 4 月～）。実際にこの仕組みが発動した令和元年度の年金額改定については、マクロ経済スライドが発動するとともに、平成 30 年度に発生した未調整分も解消され、平成 30 年度から 0.1%プラスで改定されました。



4. 外国で生活する

日本の公的年金制度は、基本的に日本国内に住んでいる人が対象で、原則として、外国で生活をする場合は、公的年金制度に加入する必要はありません。しかし、日本の企業に雇われたまま外国で働く場合は、日本の公的年金制度に加入することになります。また、外国で生活をする場合でも、日本の公的年金制度に任意で加入することができます。

この章では、「外国で生活する」ときの公的年金制度について、説明します。

(1) 企業から外国に派遣されるとき（社会保障協定）

日本人でも外国に住んでいる人は、外国の公的年金制度への加入が義務付けられていることがあります。また、日本企業に雇われたまま外国に派遣されている場合など、外国に住んでいても日本の厚生年金に加入することができます。

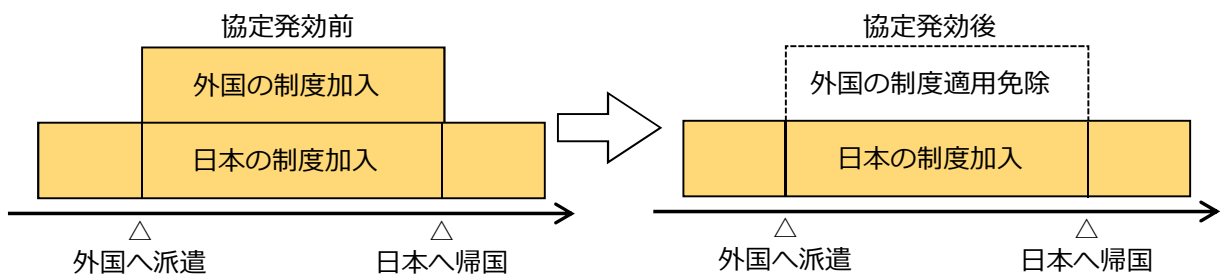
このように、日本企業から外国に派遣されて働く場合は、日本と外国の制度の両方に加入し保険料を払わなければならないということがあります。（二重負担の課題）

また、外国の公的年金制度に加入していた期間が短い場合には、保険料を払ったにもかかわらず、外国の年金を受けられないということがあります。（年金受給資格の課題）

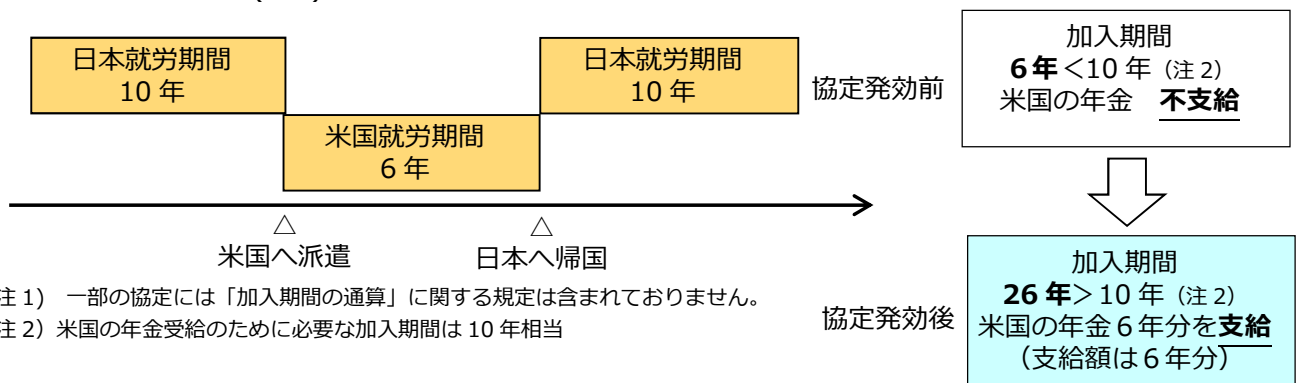
これらの課題に対し、現在、各国と「社会保障協定」を結び、日本と外国のどちらの制度に加入するかなどのルールを定めています。これにより、二重負担を防ぐとともに、年金の受給資格期間の計算に際して、日本と外国の年金制度への加入期間を相互に通算し、年金を受給できるようにしています。

【社会保障協定による効果】

① 二重負担の防止 【日本から外国に一時的に派遣され勤務していた場合】



② 加入期間の通算(注1) 【例：日本から米国に長期に派遣され勤務していた場合】



(注1) 一部の協定には「加入期間の通算」に関する規定は含まれておりません。

(注2) 米国の年金受給のために必要な加入期間は10年相当

○ 社会保障協定締結などの状況（令和2年7月1日時点）

平成12年2月にドイツとの間で協定が発効して以来、欧米先進国を中心に20か国との間で協定が発効しています。また、昨今の日本と新興国との経済関係の進展に伴い、新興国との間でも協定の締結を進めています。

(1) 発効済 20か国					
 ドイツ	2000年 2月発効	 オーストラリア	2009年 1月発効	 ハンガリー	2014年 1月発効
 英国	2001年 2月発効	 オランダ	2009年 3月発効	 インド	2016年 10月発効
 大韓民国	2005年 4月発効	 チェコ	2009年 6月発効(※)	 ルクセンブルク	2017年 8月発効
 アメリカ	2005年 10月発効	 スペイン	2010年 12月発効	 フィリピン	2018年 8月発効
 ベルギー	2007年 1月発効	 アイルランド	2010年 12月発効	 スロバキア	2019年 7月発効
 フランス	2007年 6月発効	 ブラジル	2012年 3月発効	 中国	2019年 9月発効
 カナダ	2008年 3月発効	 スイス	2012年 3月発効		
(※)2018年8月改正議定書発効					
(2) 署名済 3か国					
 イタリア	2009年 2月署名				
 スウェーデン	2019年 4月署名				
 フィンランド	2019年 9月署名				
(3) 政府間交渉中 1か国					
 トルコ	2016年 4月	第5回政府間交渉実施			
(4) 予備協議中等 2か国					
 オーストリア					
 ベトナム					

(2) 外国で国民年金に任意加入するとき（任意加入制度）

留学などにより外国で生活する場合、原則として日本の公的年金制度に加入する義務はありません。しかし、その期間は、将来受け取る年金額には反映されず、また、もし事故などで重い障害を負ってしまったときにも、障害基礎年金を受給することはできません。

そこで、外国で生活をする日本人が希望すれば、日本の公的年金制度へ任意で加入できる制度（任意加入制度）があります。任意加入をする場合には、市区町村や年金事務所で手続きを行い、国民年金の第1号被保険者と同様、毎月定額の保険料を納めます。保険料を納付した期間は、将来の年金額に反映されるほか、もしものときには障害基礎年金を受け取ることができます。

5. 私的年金に加入する

(1) 私的年金制度とは

私的年金は、公的年金の給付と相まって、高齢期の所得確保を支援する制度です。企業や個人は、それぞれのニーズに合わせて制度を活用することができます。この章では、「私的年金への加入」について、具体的に説明します。

(2) 私的年金の種類

私的年金は大きく分けると確定給付型と確定拠出型の2種類があります。確定給付型とは、加入した期間などに基づいてあらかじめ給付額が定められている年金制度です。加入者が高齢期の生活設計を立てやすい反面、運用の低迷などで必要な積立水準が不足した場合は、企業などが追加拠出をしなければならない仕組みです。

一方、確定拠出型とは、拠出した掛金額とその運用収益との合計額を基に給付額を決定する年金制度です。企業が追加拠出をする必要は生じませんが、加入者自らが運用を行うことで給付額を確保し、高齢期の生活設計を立てる必要があります。

【私的年金の種類】

タイプ	種類	概要
確定給付型	確定給付企業年金(規約型)	労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託会社や生命保険会社などが契約を結んで、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、老齢厚生年金の上乗せ給付を行う。
	確定給付企業年金(基金型)	母体企業とは別の法人格を有する基金を設立した上で、その基金が年金資産を管理・運用し、老齢厚生年金等の上乗せ給付を行う。
	厚生年金基金 [※]	一企業単独、親企業と子企業が共同、または同種同業の多数企業が共同して、厚生年金基金を設立し、老齢厚生年金の一部を代行して給付を行うとともに、独自の上乗せ給付を行う。
確定拠出型	確定拠出年金(企業型)	企業がその従業員のために企業と契約した信託会社や生命保険会社などの資産管理機関に拠出した掛金を、従業員ごとに積み立て、従業員自らが企業と契約した運営管理業務を行う金融機関等を通じて資産管理機関に運用の指図を行い、老齢厚生年金等の上乗せ給付を行う。
	確定拠出年金(個人型) <愛称：iDeCo>	加入者が、自ら国民年金基金連合会に拠出した掛金を、加入者ごとに国民年金基金連合会と契約した信託会社や生命保険会社などの事務委託先金融機関に積み立て、加入者自らが運営管理業務を行う金融機関等を通じて事務委託先金融機関に運用の指図を行い、老齢厚生年金等の上乗せ給付を行う。
確定給付型	国民年金基金	自営業者などが、都道府県ごとの地域型国民年金基金や、同種の事業・業務に従事する人による職能型国民年金基金に掛金を拠出し、その基金が年金資産を管理・運用し、老齢基礎年金の上乗せ給付を行う。

※ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）により、平成 26 年 4 月 1 日以降、厚生年金基金の新規設立は認められていない。（平成 26 年 4 月 1 日から 5 年間の時限措置として基金の解散時の納付方法などの特例あり）。

(3) 確定給付企業年金制度 (DB)

確定給付企業年金制度は、労使の合意で比較的柔軟な制度設計が可能であり、給付額が推定できるなどの長所があります。

確定給付企業年金には以下の2種類があります。

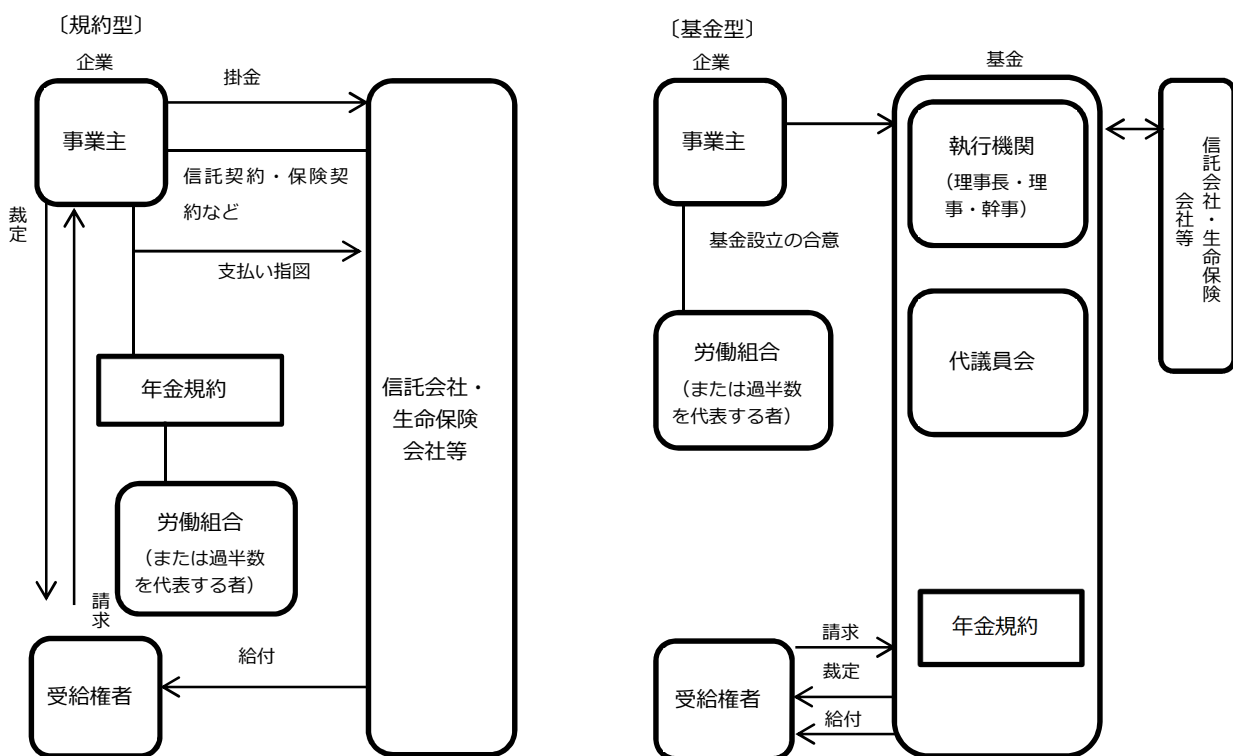
ア. 規約型確定給付企業年金

実施主体は厚生年金適用事業所の事業主です。労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社などが契約を結び、母体企業の外で年金資金を管理・運用し、年金給付を行います。

イ. 基金型確定給付企業年金

実施主体は企業年金基金です。企業が別の法人格を持った企業年金基金を設立し、企業年金基金で年金資金を管理・運用し、年金給付を行います。

【規約型と基金型のイメージ図】



(4) 確定拠出年金制度 (DC)

確定拠出年金制度は、拠出された掛金が加入者ごとに区分され、その掛金と自らの指図による運用の運用益との合計額をもとに、給付額が決定される年金制度です。確定給付型の企業年金を行うことが難しい中小企業の従業員や自営業者などのニーズに応え、離職・転職にも対応しやすい制度となっており、年々その規模を拡大しています。

確定拠出年金には以下の2種類があります。

5. 私的年金に加入する

ア. 企業型確定拠出年金（企業型 DC）

掛金は、企業が拠出します。また、拠出限度額の枠内かつ事業主の掛金を越えない範囲で、加入者の拠出（マッチング拠出）も可能です。

※平成 30 年 5 月に、設立条件を一定程度パッケージ化された制度とすることで、設立時に必要な書類等を削減して設立手続きを緩和し、制度運営についても負担の少ないものとした中小企業（注）向けの制度（簡易型 DC）を創設しました。

イ. 個人型確定拠出年金（個人型 DC（愛称：iDeCo））

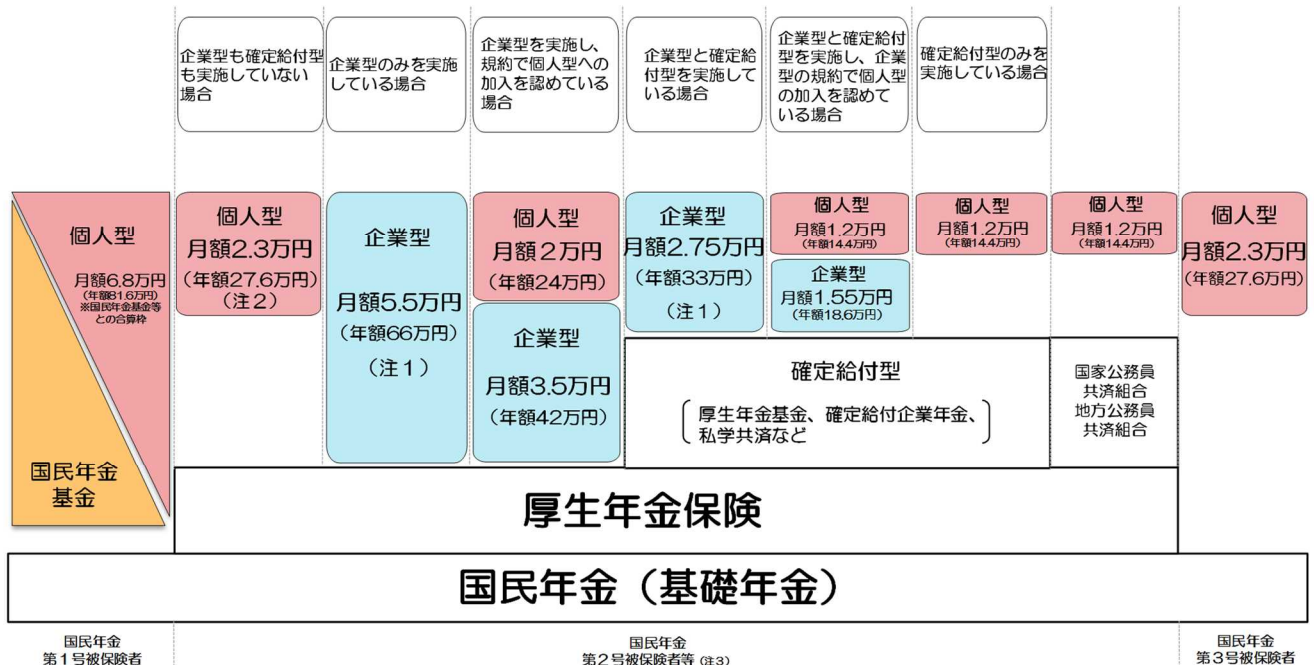
掛金は、個人が拠出します。平成 29 年 1 月からは、基本的に 20 歳以上 60 歳未満の全ての方が加入できるようになりました。

加入を希望する際には、国民年金基金連合会（<https://www.ideco-koushiki.jp>）に申請する必要があります。

※平成 30 年 5 月に、企業年金を実施していない中小企業（注）が、iDeCo に加入する従業員の掛金に追加して、事業主が掛金を拠出することができる制度（愛称：iDeCo プラス）を創設しました。

（注）厚生年金被保険者が 100 人以下の企業がア及びイを実施できる対象です。

【対象者・拠出限度額と他の年金制度への加入の関係】



（注1）拠出限度額の範囲内で事業主拠出に加え、加入者も拠出可能（マッチング拠出）。ただし、加入者拠出は事業主拠出を超えない範囲内でのみ可能。

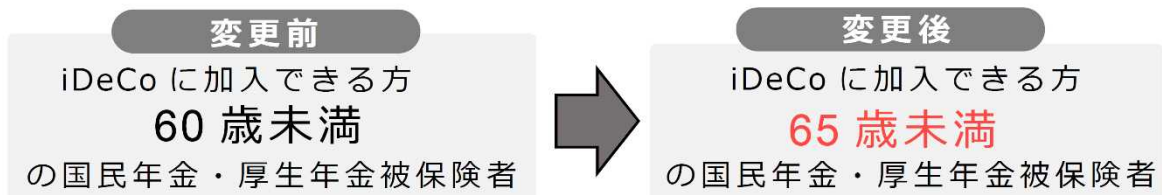
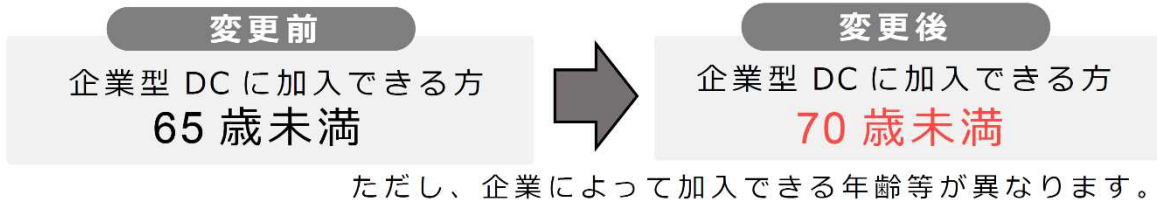
（注2）企業年金を実施していない従業員 100 人以下の事業主は、拠出限度額の範囲内で加入者拠出に加え、事業主も拠出可能（中小事業主掛金納付制度）。

（注3）国民年金第 2 号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第 2 号被保険者のほか、65 歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

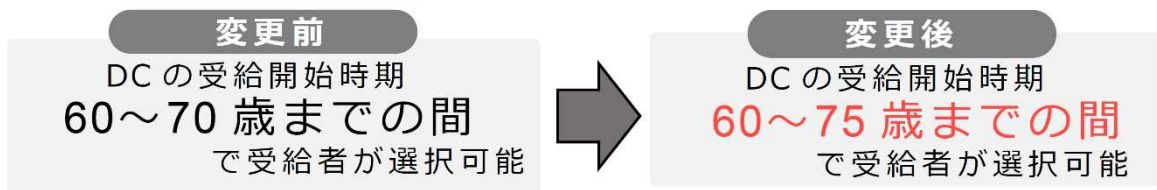
■【令和2年の年金制度改正法④】確定拠出年金の加入可能要件の見直し等

公的年金制度改正にあわせて、高齢期の就労が拡大する中で長期化する高齢期の経済基盤を充実できるよう、また、中小企業を含むより多くの企業や個人が制度を活用して老後所得を確保することができるよう、以下の改正を行います。

○2022年5月から、DCに加入することができる年齢を引き上げます。



○2022年4月から、DCの受給開始時期の選択肢を拡大します。

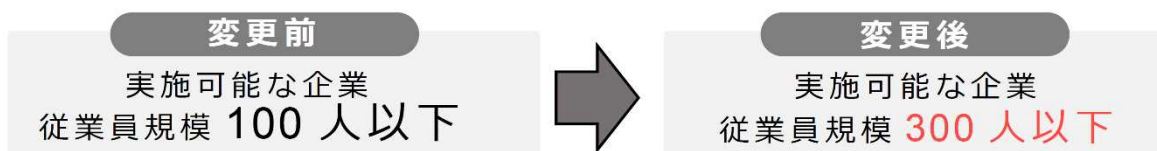


○公布日（2020年6月5日）から、確定給付企業年金（DB）の支給開始時期の選択肢を拡大します。



○公布日から6月を超えない範囲で政令で定める日（2020年10月予定）から、中小企業

向け制度（簡易型 DC・iDeCo プラス）の対象範囲を拡大します。



○2022年10月から、企業型 DC に加入している方が iDeCo に加入しやすくなります。

現在、企業型 DC に加入している方が iDeCo に加入するには、各企業の労使の合意が必要

ですが、これが不要となり、原則加入できるようになります。

(5) 国民年金基金制度

国民年金基金制度は、自営業者やフリーランスなど国民年金の第1号被保険者が、老後の所得保障の充実を図るために、任意で加入する制度です。

国民年金基金には、「地域型国民年金基金」である全国国民年金基金と職種別に設立された3つの「職能型国民年金基金」があります。

- ・「地域型国民年金基金」の全国国民年金基金(※)については、国民年金の第1号被保険者であれば住所地や業種は問わず加入できます。
- ・「職能型国民年金基金」については、基金ごとに定められた事業または業務に従事する国民年金の第1号被保険者の方が加入できます。

※ 全国国民年金基金は、平成31年4月に全国47都道府県の地域型国民年金基金と22の職能型国民年金基金が合併し、設立されたものです。

国民年金基金は、加入者自らが年金額・給付の型を選択して加入し、その選択した年金額・給付の型と加入時の年齢などに基づき定められた額の掛金を支払います。掛金の上限は、月額68,000円です(個人型確定拠出年金に加入している場合は、合わせて68,000円)。

国民年金基金は65歳から生涯受け取る終身年金が基本なので、長い老後の生活に備えることができます。

【老齢基礎年金に上乗せされる国民年金基金の老齢年金月額】

加入年齢	35歳まで	45歳まで	50歳まで	50歳1か月以降
1口目	2万円	1.5万円	1万円	年金額は加入年齢 (月単位)で異なる
2口目以降	1万円	5千円	5千円	

(注1) 基金の給付は、老齢年金と遺族一時金(保証期間内に死亡した場合)

(注2) 1口目は終身年金(2種類)の中から選択。さらに、年金額を増やしたい場合は、2口目以降を終身年金(2種類)や確定年金(5種類)の中から選択。2口目以降は複数選択可能。

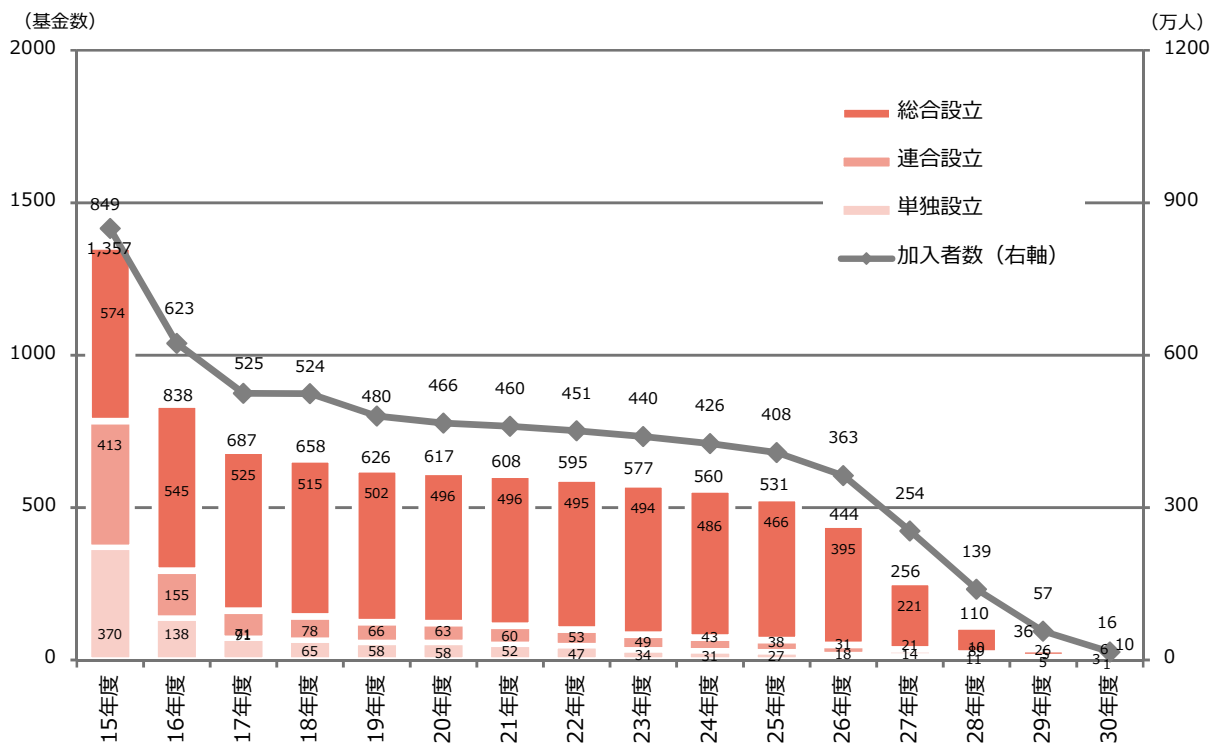
■厚生年金基金制度

厚生年金基金制度は、国に代わって厚生年金の給付の一部を代行して行う（代行給付）とともに、企業の実情などに応じて独自の上乗せ給付を行うことができる制度です。

しかし、近年では、経済・運用環境の低迷に伴う財政悪化などによる基金の解散や、代行部分を持たない確定給付企業年金制度への移行（＝代行返上）が行われ、基金数や加入員数は減少傾向にありました。

さらに、平成 24 年の投資顧問会社による巨額の年金詐欺事件、いわゆる「AIJ 事件」を契機として、厚生年金基金制度の抜本的な見直しを求める声が高まり、平成 25 年通常国会において「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成 26 年 4 月 1 日に施行されました。この改正法の施行後は、厚生年金基金の新設は認められなくなり、また、5 年間の時限措置として特例的な解散制度が導入され、他の企業年金制度への移行の促進が図られました。

【厚生年金基金数と加入者数】



6. 公的年金の財政

公的年金制度は、現役世代が保険料を納めて、高齢者などが年金を受け取るという「所得の移転」を行っています。実際のお金の流れや積立金の管理・運用はどのようになっているのでしょうか。

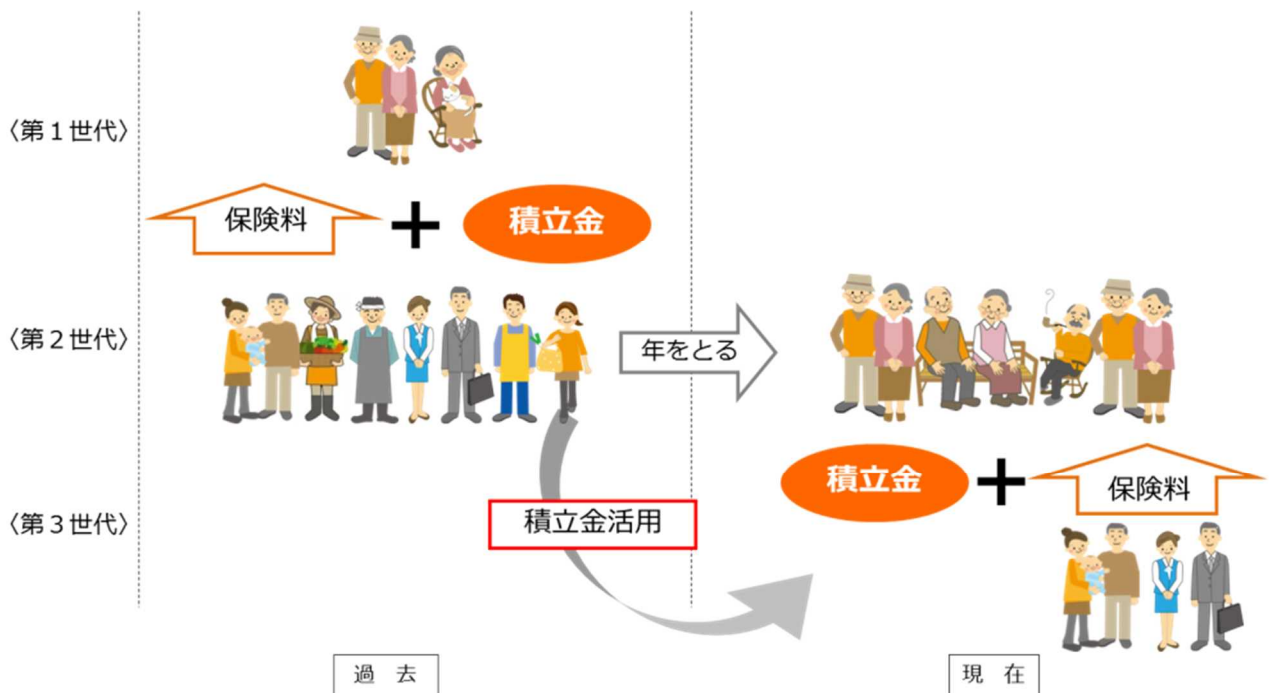
この章では、公的年金制度にまつわるお金の流れなど「公的年金の財政」について、具体的に説明します。

(1) 公的年金の財政の仕組み

年金を給付するための資金をどのように調達していくかという計画を「財政方式」と言います。財政方式には、制度に加入している人（被保険者）からの保険料で、その時々々の年金給付に必要な費用の全額を賄う「賦課方式」と、将来の年金給付に必要な原資を保険料で積み立てていく「積立方式」があります。

年金制度は長期にわたる保障の仕組みであり、その間にインフレなど社会経済の大きな変化があったとしても、生活の保障という役割を果たす必要があります。そこで、日本の公的年金制度は、賦課方式を基本とした財政方式を運営しつつ、その上で一定の積立金を保有し、その運用収益も活用しています。これにより、少子高齢化で増大する保険料負担の緩和を図るとともに、物価や賃金の変動しても、その時々々の社会情勢に応じた給付の実現を図っています。

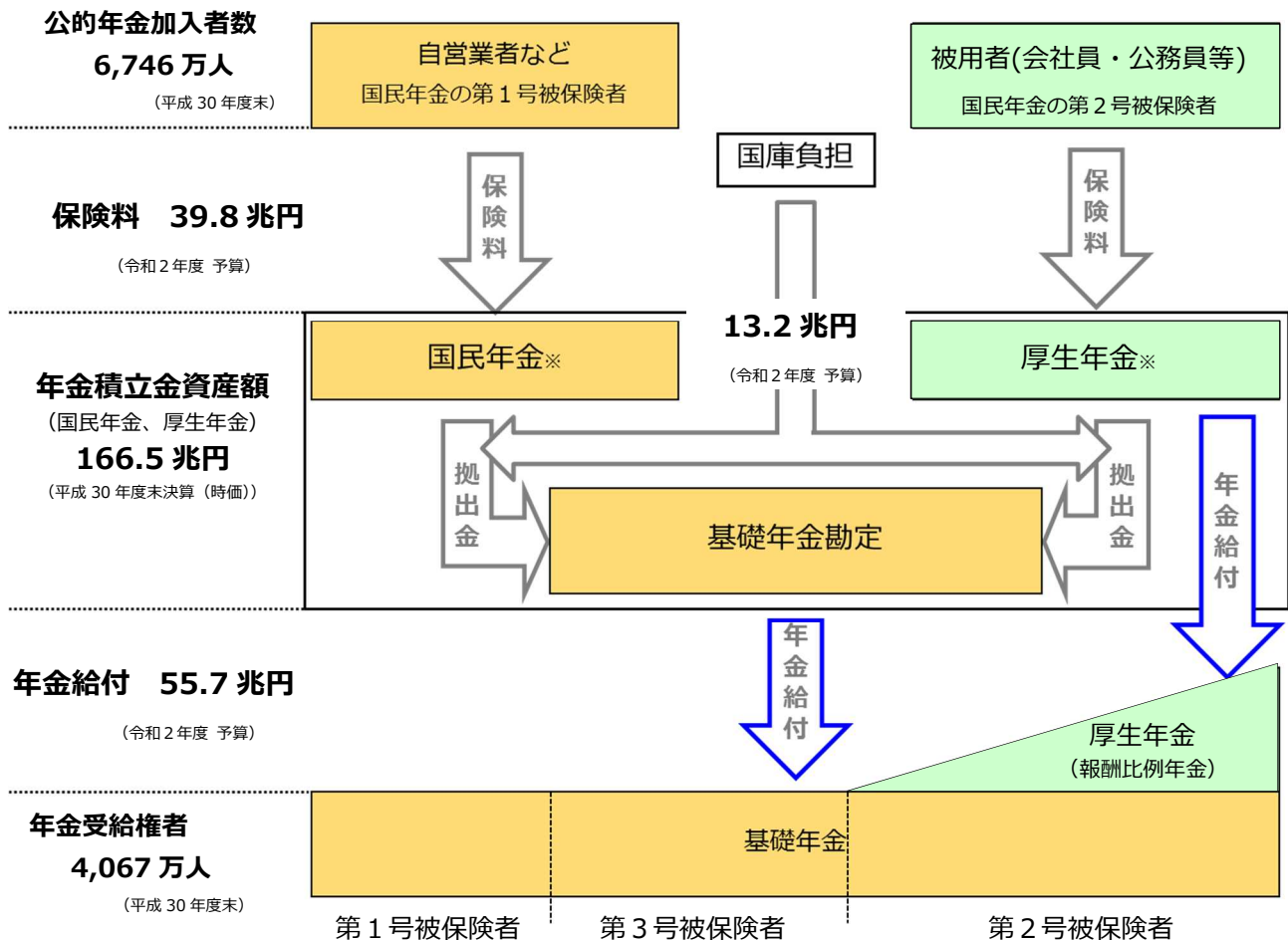
【日本の公的年金制度の財政方式】



6. 公的年金の財政

公的年金は、約55兆円（年間）の給付を行っていますが、財源は、保険料と積立金の取り崩しと運用収入の他に、国庫負担（税財源）もあります。国庫負担は、全国民共通の基礎年金について、毎年度の給付費の一定割合を賄うことで、現役世代の保険料負担の軽減を図っています。

【公的年金の収入と支出の概要（財政構造）】



※ 保険料と国庫負担以外にも、年金積立金の運用収益などの収入がある。

公的年金制度は、今後の少子高齢化に対応するために、これまでも制度改革を行ってきました。特に平成16年の制度改革では、今後さらに急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって制度を持続的で安心できるものとするため、おおむね100年の長期的な期間に保険料の負担と給付の均衡を図る財政の枠組みを導入しました。

具体的には、以下の枠組みを機能させつつ、少なくとも5年に1度、給付と負担の均衡を検証する（これを「財政検証」といいます）ことで、中長期的に持続可能な運営を図る仕組みとしています。[→3（5）マクロ経済スライドの発動 P.29]

- ① 上限を固定した上での保険料の引上げ
- ② 基礎年金の国庫負担割合を「1/3」から「1/2」へ引上げ
- ③ おおむね100年後の積立金の水準がその時点の給付費の1年分程度となるよう目標を設定した上での積立金の活用
- ④ 財源の範囲内で年金の給付水準を調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入

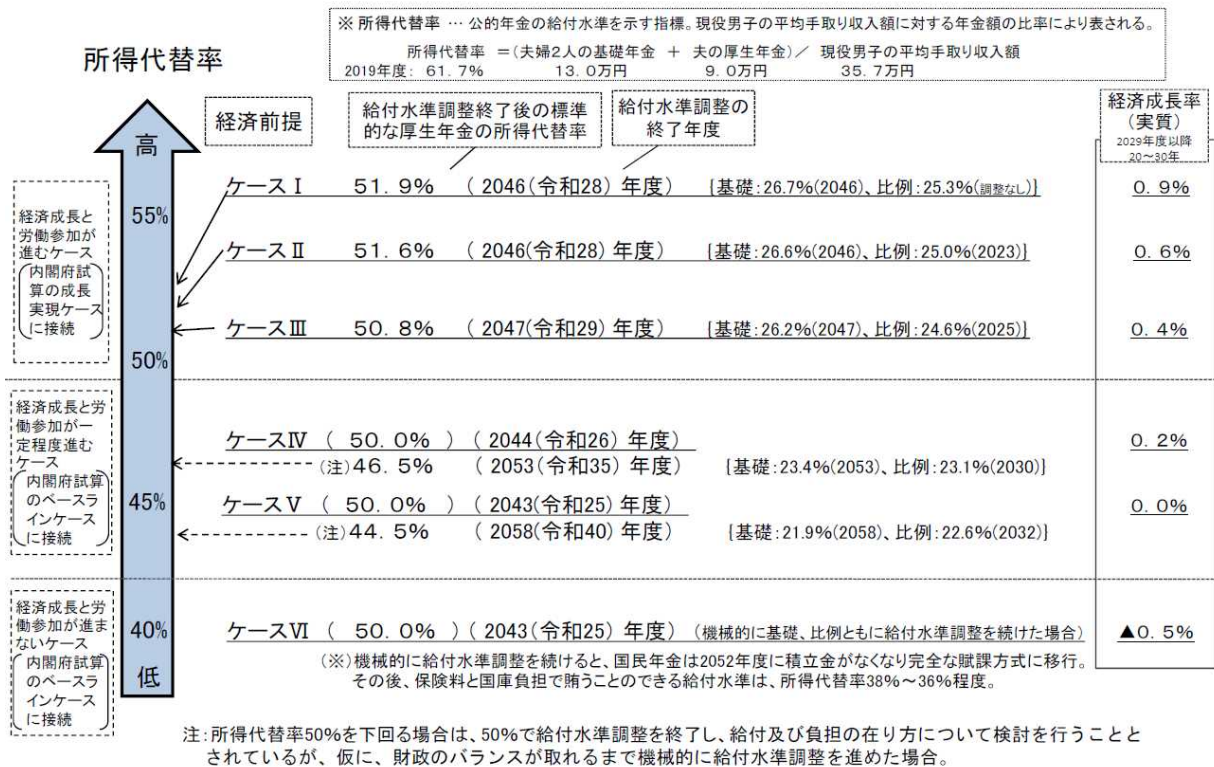
■ 公的年金の財政検証

公的年金は高齢者の収入の柱となるため国民の関心がとても強い一方、保険料を拠出してから実際に年金を受給するまで長い期間を有することから、遠い将来に「本当に年金を受け取れるのか」というような、制度の持続可能性を疑問視する声が多く聞かれます。こういった疑問に答えることのできる仕組みが『公的年金の財政検証』です。

財政検証では、少なくとも5年に1度、将来の人口や経済の前提を設定した上で、長期的な年金財政の収支見通しやマクロ経済スライドの調整期間の見通しを作成し、年金財政の健全性を検証します。2019（令和元）年財政検証では、幅の広い経済前提を設定して検証しており、経済成長と労働市場参加の促進が進めば、現行制度の下で、将来的に所得代替率[※]50%の給付水準が確保できることが確認されました。

給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し（2019（令和元）年財政検証）

－ 幅広い複数ケースの経済前提における見通し（人口の前提：出生中位、死亡中位） －



2019年財政検証についての資料は厚生労働省のホームページ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html> に公開しています。また、前回（平成26年）の財政検証結果の詳細をまとめた「平成26年財政検証結果レポート」を厚生労働省のホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000093204.html> に公開しています。さらに、ウェブ漫画を用いて財政検証を分かりやすく説明するホームページ「いっしょに検証！公的年金」
<http://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/> も作成していますので、是非そちらも併せてご覧ください。

※ 所得代替率とは、現役男子の平均手取り収入額（ボーナス込み）に対する厚生年金の標準的な年金受給世帯の年金額（現役男子の平均的な賃金で40年間働いた者の報酬比例年金と二人分の基礎年金の和）の比率のことをいう。財政検証では給付水準の尺度として用いられ、次回の財政検証までの間に50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとしている。

(2) 年金積立金の運用

年金積立金の運用については、「積立金が、被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行う」ことが法律で定められています。

厚生労働大臣が定めた年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の「中期目標」は、「長期的に年金積立金の実質的な運用利回り（年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたもの）1.7%を最低限のリスクで確保すること」を定めています。^{※1}

これを受けて、GPIFは、リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本として、長期的な観点からの資産構成割合（基本ポートフォリオ）を定め、これに基づき年金積立金の管理・運用を行っています。GPIFによる年金積立金の管理・運用は、運用受託機関等（信託銀行や投資顧問会社）に委託して行うほか、国内債券の一部等の資産については自家運用により行っています。

※1 年金給付費は基本的に名目賃金上昇率に連動して増減するため、これに対応して財政検証を踏まえて設定された長期的な運用目標（令和元年度財政検証を踏まえた長期的な運用目標は名目賃金上昇率+1.7%）を確保することが重要です。

【GPIFの資産構成割合（基本ポートフォリオ）】

国内債券	外国債券	国内株式	外国株式
25%	25%	25%	25%
(±7%)	(±6%)	(±8%)	(±7%)
50% (±11%)		50% (±11%)	

(注1) 為替ヘッジ付き外国債券及び円建ての短期資産については国内債券に区分し、外貨建ての短期資産については外国債券に区分することとしています。

(注2) オルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの）は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限としています。ただし、経済環境や市場環境の変化によって5%の上限遵守が困難となる場合には、経営委員会による審議・議決を経た上で、上振れを容認することとしています。

GPIFが管理・運用を行う年金積立金は巨額であるため、市場に与える影響に留意しつつ、効率的な運用を行っていくことが必要です。また、今後概ね50年程度は取り崩す必要がない資金であるため、一時的な市場の変動に過度にとらわれる必要はなく、長期的な観点から運用収益を確保できるよう、長期目線に立った運用を行っていくことが必要です。

GPIFは、株式や外国債券を含め、国内外の様々な資産に分散投資を行っています。株式は、短期的な価格変動リスクは債券よりも大きいものの、長期的に見た場合、債券よりも高い収益が期待できます。株式を長期保有する意味は、国内外の企業活動やその結果としての経済成長の果実を「配当」及び保有株式の「評価益」という形で取り込むことにあります。また、外国債券は、為替変動による一時的な「ぶれ」は生じるものの、長期的に見た場合、国内債券よりも高い収益が期待できます。

6. 公的年金の財政

GPIF が重視しているリスクは、「市場の一時的な変動による短期的なリスク」ではなく、「年金財政上必要とされている運用収益が得られないリスク」であり、GPIF は、分散投資を行うことにより、「リスク」を抑制しながら、年金財政上必要な運用収益の確保を目指しています。

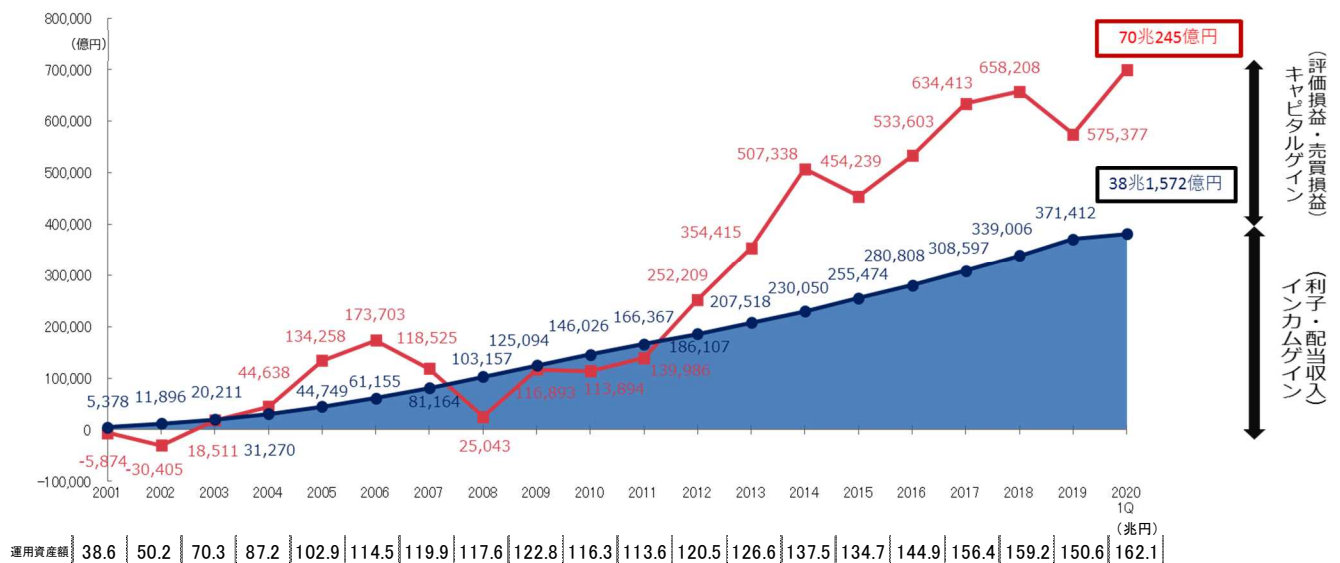
また、GPIF は、長期的な収益を確保する観点から、運用受託機関を通じた「建設的な対話」（エンゲージメント）等によるスチュワードシップ責任を果たすための活動や、財務的要素に加えて非財務的要素である ESG（環境・社会・ガバナンス）を考慮した投資に取り組んでいます。

GPIF は、年度及び四半期の運用状況を定期的に公表しています。GPIF の 2020（令和 2）年度第 1 四半期の運用状況は、内外株式の価格上昇等の影響により、収益率 8.30%、収益額 12.5 兆円、運用資産額 162.1 兆円（2020 年度第 1 四半期末時点）となりました。自主運用※²を開始した 2001（平成 13）年度から 2020 年度第 1 四半期までの累積収益額は約 70.0 兆円（うち利子・配当収入等のインカムゲインは約 38.2 兆円）となっています。また、2001 年度以降の 2020 年度第 1 四半期までの収益率は 2.97%であり、長期的にみても運用収益を着実に積み重ねています。

※ 2 平成 12 年度までは年金積立金の全額を旧大蔵省資金運用部（現在の財務省財政融資資金）に預託することによって運用していましたが、財政投融资改革により預託義務が廃止され、平成 13 年度からは厚生労働大臣が旧年金資金運用基金（GPIF の前身の組織）に年金積立金を寄託して管理・運用（自主運用）を行う仕組みに変わりました。

【GPIF の運用状況（2020（令和 2）年度第 1 四半期まで）】

2001（平成 13）年度以降の累積収益額 約 70.0 兆円（うちインカムゲイン約 38.2 兆円）
 // の平均収益率 2.97%



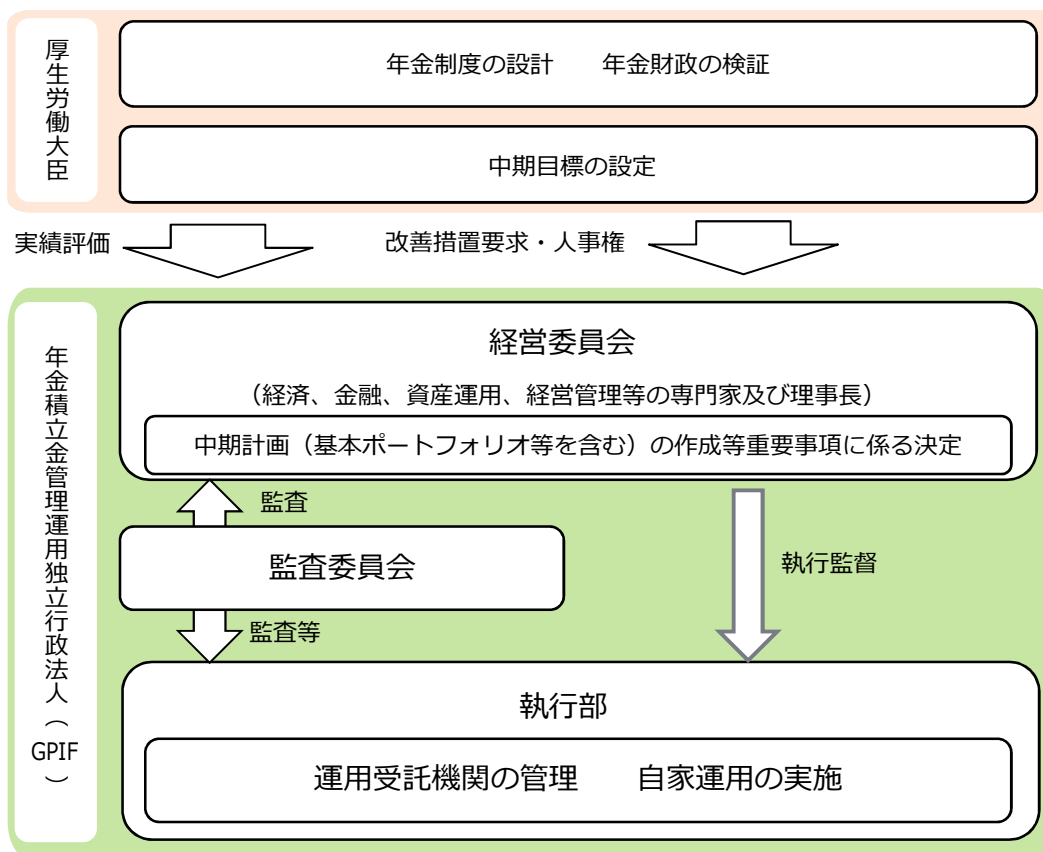
【GPIFの運用実績（令和元年度末時点）】

		直近 14 年 (独立行政法人設立以降)	2001(平成 13)年度 からの平均
実績	名目運用利回り	2.48%	2.27%
	名目賃金上昇率	-0.01%	-0.11%
	実質的な運用利回り	2.49%	2.39%

(数字は年率)

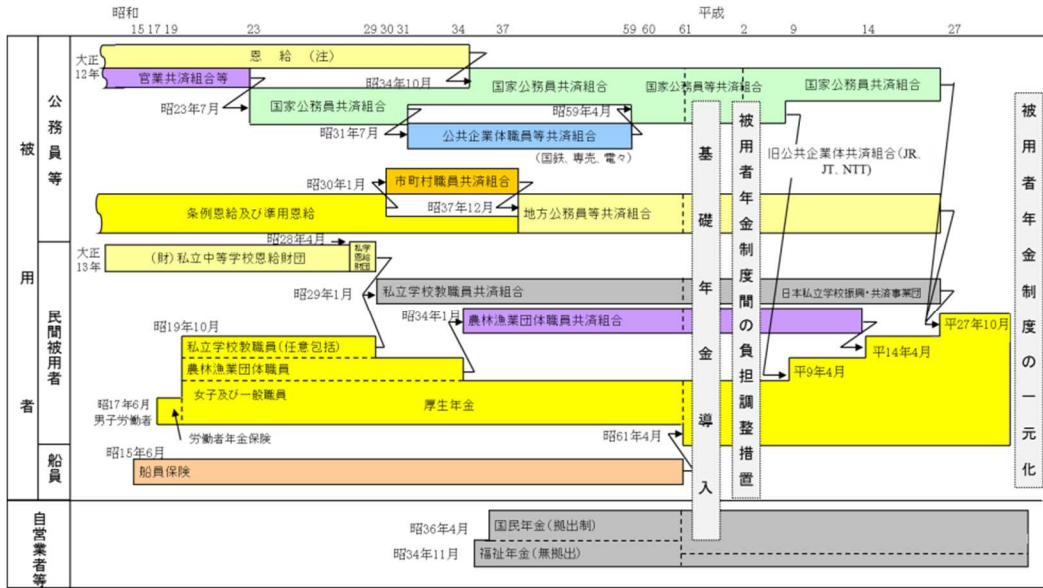
2016（平成 28）年の年金積立金管理運用独立行政法人法の改正に伴い、独任制から合議制への転換、「意思決定・監督」と「執行」の分離を目的として、2017（平成 29）年 10 月、GPIF に経営委員会及び監査委員会が設置されました。経営委員会は、中期計画（基本ポートフォリオ等を含む）の作成など重要事項に係る意思決定や執行部に対する監督を行っています。

【年金積立金運用の仕組み】



参考資料

図 1. 公的年金制度の沿革



(注) 明治9年に海軍退職令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集約され、これが大正12年恩給法に統一された。

図 2. 主な年金制度改正の経緯

制度の創成	昭和 17 年	労働者年金保険法の発足
	昭和 19 年	厚生年金保険法に改称
	昭和 29 年	厚生年金保険法の全面改正
	昭和 36 年	国民年金法の全面施行 (国民皆年金)
制度の充実	昭和 40 年	1万円年金
	昭和 44 年	2万円年金
	昭和 48 年	5万円年金、物価スライド制の導入、標準報酬の再評価等
高齢化への対応	昭和 61 年	基礎年金の導入、給付水準の適正化等
	平成 2 年	被用者年金制度間の費用負担調整事業の開始
	平成 6 年	厚生年金 (定額部分) 支給開始年齢の引上げ等
	平成 9 年	三共済 (JR共済・JT共済・NTT共済) を厚生年金に統合
	平成 12 年	厚生年金の給付水準の 5%適正化や裁定後の年金額の改定方法の見直し (賃金スライドから物価スライドへ)、厚生年金 (報酬比例部分) の支給開始年齢引上げ 等
	平成 14 年	農林共済を厚生年金に統合
	平成 16 年	有限均衡方式、上限を固定した上での保険料率の段階的引上げ、基礎年金の国庫負担割合の 2分の1への引上げ、積立金の活用、マクロ経済スライドの導入 等
	平成 21 年	基礎年金国庫負担割合 2分の1の実現
	平成 24 年	社会保障・税一体改革 基礎年金国庫負担割合の恒久化 / 被用者年金一元化 等
	平成 28 年	マクロ経済スライドの見直し (未調整部分の繰越し)、賃金・物価スライドの見直し (賃金変動に合わせた改定の徹底) 等
令和 2 年	厚生年金の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し (在職高齢年金制度の見直し、在職定時改定の導入)、受給開始時期の選択肢の拡大 等	

表 1. 65 歳以上人口割合等の推移と見通し

	65 歳以上人口／全人口	65 歳以上人口／20 歳以上 65 歳未満人口
昭和 35 年	5.7%	10.6% (9.5 人で 1 人)
昭和 45 年	7.1%	11.7% (8.5 人で 1 人)
昭和 55 年	9.1%	15.1% (6.6 人で 1 人)
平成 2 年	12.0%	19.6% (5.1 人で 1 人)
平成 7 年	14.5%	23.2% (4.3 人で 1 人)
平成 12 年	17.3%	27.9% (3.6 人で 1 人)
平成 17 年	20.1%	33.1% (3.0 人で 1 人)
平成 27 年	26.6%	47.5% (2.1 人で 1 人)
令和 7 年	30.0%	55.4% (1.8 人で 1 人)
令和 17 年	32.8%	62.9% (1.6 人で 1 人)
令和 27 年	36.8%	75.9% (1.3 人で 1 人)
令和 37 年	38.0%	79.7% (1.3 人で 1 人)
令和 47 年	38.4%	80.7% (1.2 人で 1 人)

(資料) 総務省統計局「国勢調査」、「人口推計」

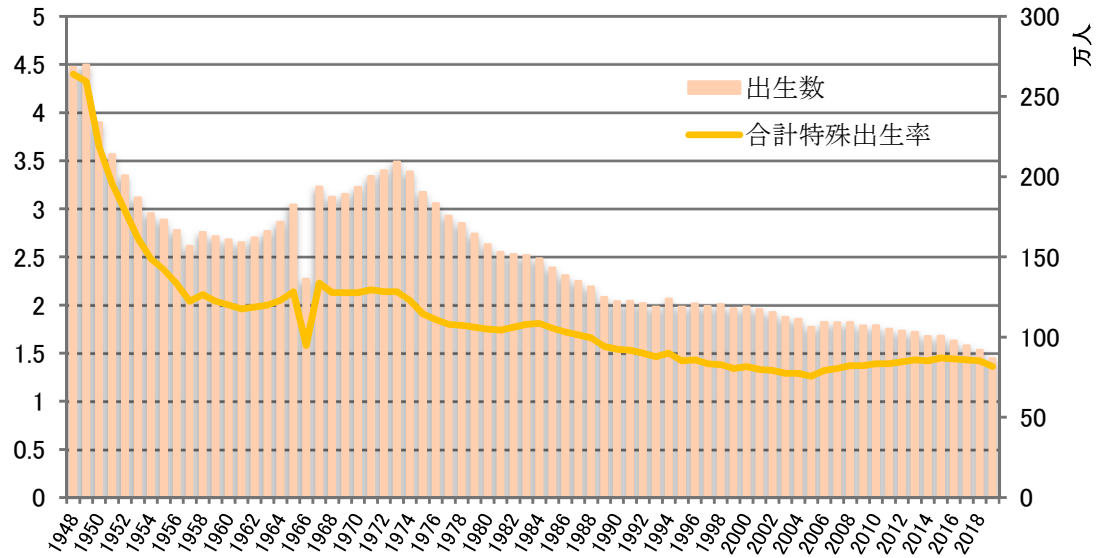
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成 29 年 4 月推計)」

表 2. 平均寿命の推移・国際比較 (単位: 年)

	平均寿命		国	平均寿命	
	男	女		男	女
昭和 35 年	65.32	70.19	日本 (2018)	81.25	87.32
昭和 45 年	69.31	74.66	カナダ (2014-2016)	79.9	84.0
昭和 55 年	73.35	78.76	アメリカ (2016)	76.1	81.1
平成 2 年	75.92	81.90	中国 (2015)	73.64	79.43
平成 7 年	76.38	82.85	韓国 (2017)	79.7	85.7
平成 12 年	77.72	84.60	フランス (2018)	79.4	85.3
平成 17 年	78.56	85.52	ドイツ (2015-2017)	78.36	83.18
平成 22 年	79.55	86.30	イタリア (2017)	80.584	84.923
平成 24 年	79.94	86.41	ノルウェー (2018)	81.00	84.49
平成 26 年	80.50	86.83	スウェーデン (2018)	80.78	84.25
平成 27 年	80.75	86.99	イギリス (2015-2017)	79.18	82.86
平成 28 年	80.98	87.14			
平成 29 年	81.09	87.26			
平成 30 年	81.25	87.32			
令和元年	81.41	87.45			

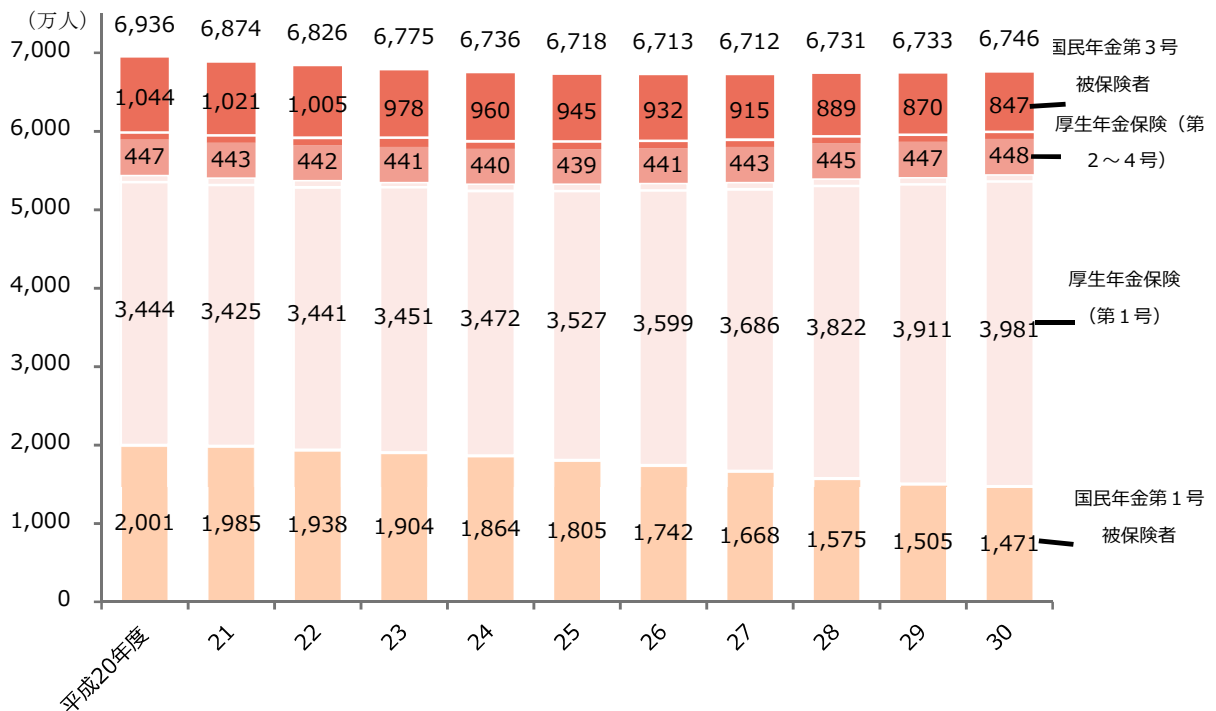
(資料) 厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室「令和元年簡易生命表」「第 22 回生命表 (完全生命表)」

表 3. 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



(資料) 厚生労働省統計情報部「人口動態統計月報年計」

表 4. 公的年金被保険者の推移



(注1) 厚生年金保険(第1号)の被保険者は、平成26年度以前は厚生年金保険の被保険者、平成27年度以降は第1号厚生年金被保険者を計上している。

(注2) 厚生年金保険(第2~4号)の被保険者は、平成26年度以前は共済組合の組合員、平成27年度以降は第2~4号厚生年金被保険者を計上している。

表 5. 年金保険料額・保険料率の推移

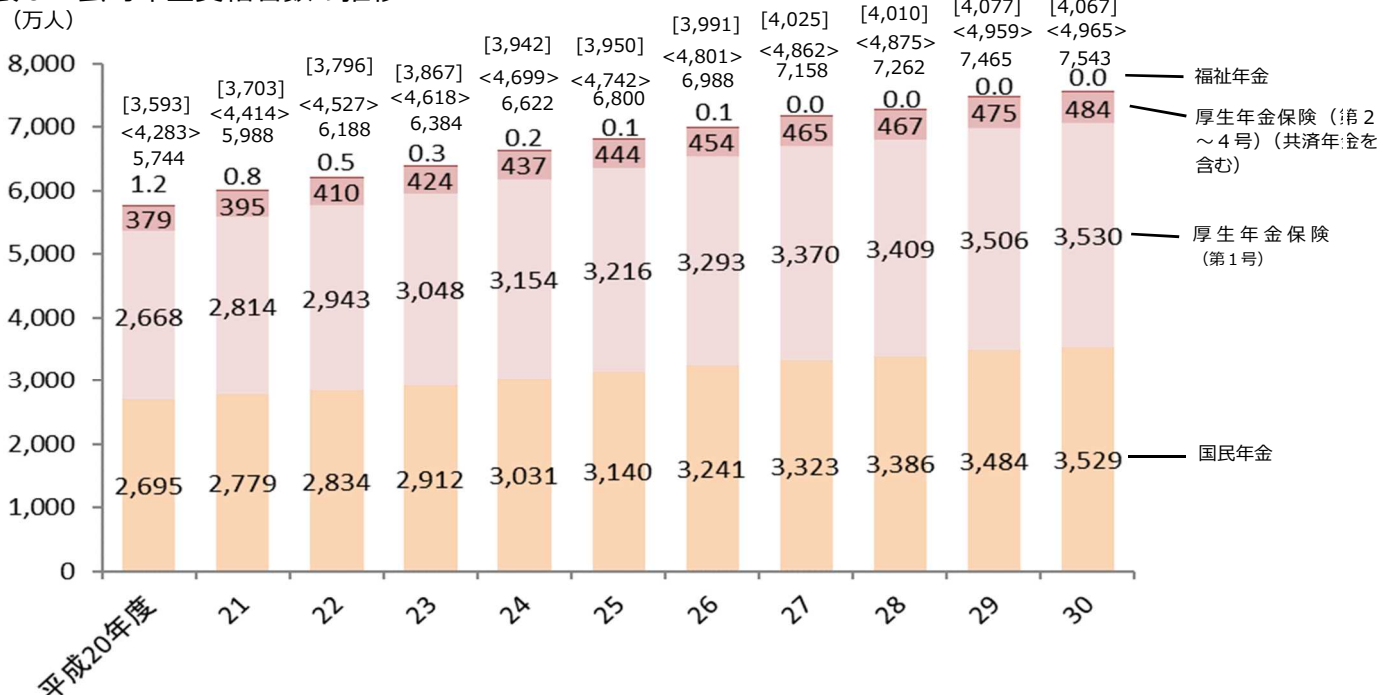
	国民年金保険料額		厚生年金保険料率
平成 16 年度	13,300 円	平成 16 年 10 月～	13.934%
平成 17 年度	13,580 円	平成 17 年 9 月～	14.288%
平成 18 年度	13,860 円	平成 18 年 9 月～	14.642%
平成 19 年度	14,100 円	平成 19 年 9 月～	14.996%
平成 20 年度	14,410 円	平成 20 年 9 月～	15.350%
平成 21 年度	14,660 円	平成 21 年 9 月～	15.704%
平成 22 年度	15,100 円	平成 22 年 9 月～	16.058%
平成 23 年度	15,020 円	平成 23 年 9 月～	16.412%
平成 24 年度	14,980 円	平成 24 年 9 月～	16.766%
平成 25 年度	15,040 円	平成 25 年 9 月～	17.120%
平成 26 年度	15,250 円	平成 26 年 9 月～	17.474%
平成 27 年度	15,590 円	平成 27 年 9 月～	17.828%
平成 28 年度	16,260 円	平成 28 年 9 月～	18.182%
平成 29 年度	16,490 円	平成 29 年 9 月～	18.3%
平成 30 年度	16,340 円		
令和元年度	16,410 円		
令和 2 年度	16,540 円		

※ 会社員などの厚生年金保険料率の推移。公務員・私立学校教職員の厚生年金保険料率はそれぞれ平成 30 年・令和 9 年以降 18.3%で固定する。

(注 1) 国民年金保険料額は、平成 16 年度以降毎年度 280 円ずつ引き上げ、平成 29 年度に 16,900 円に達した。なお、国民年金第 1 号被保険者の産前産後期間の保険料免除制度が施行されることに伴い、令和元年度以降は 17,000 円に引き上げ。(いずれも、平成 16 年の物価・賃金水準)

(注 2) 厚生年金保険料率は、平成 16 年以降毎年 0.354%ずつ引き上げ、平成 29 年 9 月以降 18.3%で固定。

表6. 公的年金受給者数の推移



(注1) < >内は厚生年金保険(第1号)と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数。ただし、平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分は控除されていない。

(注2) []内は重複のない実受給者数である。

(注3) 厚生年金保険(第1号)の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

(注4) 厚生年金保険(第2~4号)の受給者は、平成26年度以前は共済年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の受給者を計上している。

表 7. 年金額の一覧（令和 2 年度）

[] 内は月額に換算した額

【国民年金】		
老齢基礎年金	78万1700円	[6万5141円]
障害基礎年金（1級）	97万7125円	[8万1427円]
（2級）	78万1700円	[6万5141円]
遺族基礎年金（子1人）	100万6600円	[8万3883円]
基 本	78万1700円	[6万5141円]
加 算	22万4900円	[1万8741円]
旧法 5 年年金	40万4200円	[3万3683円]
10年年金	47万4900円	[3万9575円]
障害年金（1級）	97万7125円	[8万1427円]
（2級）	78万1700円	[6万5141円]
母子年金（子1人）	100万6600円	[8万3883円]
基 本	78万1700円	[6万5141円]
母子加算	22万4900円	[1万8741円]
老齢福祉年金	40万500円	[3万3375円]

【厚生年金】		
標準的な年金額（注）	264万8713円	[22万724円]
障害厚生年金（3級、最低保障額）	58万6300円	[4万8858円]
障害手当金（最低保障額）	117万2600円	[9万7716円]
旧法 障害年金（最低保障額）	78万1700円	[6万5141円]
旧法 遺族年金（2子・最低保障額）	149万3900円	[12万4491円]
基 本	78万1700円	[6万5141円]
寡婦加算	26万2400円	[2万1866円]
加 給	44万9800円	[3万7483円]

（注）平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準。

図3. 年金額の改定ルール

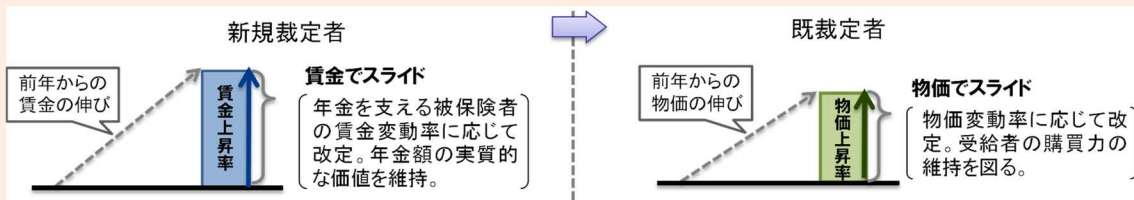
年金額は賃金および物価に連動して改定する仕組みとなっています。年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）は名目手取り賃金変動率※によって改定し、受給中の年金額（既裁定年金）は購買力を維持する観点から物価変動率により、改定します。

※ 「名目手取り賃金変動率」とは、前年の物価変動率に2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率と可処分所得割合変化率を乗じたものです。実質賃金変動率と可処分所得割合変化率は、標準報酬月額及び保険料率のデータを用いて算出しています。平成29年度まで年金保険料率は上昇するため、現役世代の生活水準は、実際の賃金上昇率ほど伸びているとは言えないこととなります。そのような中、高齢者（新規裁定者）のスライド率を名目賃金上昇率に合わせると、現役世代とのバランスを失することになるため、年金保険料率の上昇による手取り賃金の減少分である可処分所得割合変化率を踏まえた『名目「手取り」賃金変動率』によってスライドすることとしています。

令和2年度の改定に用いる名目手取り賃金変動率（0.3%）

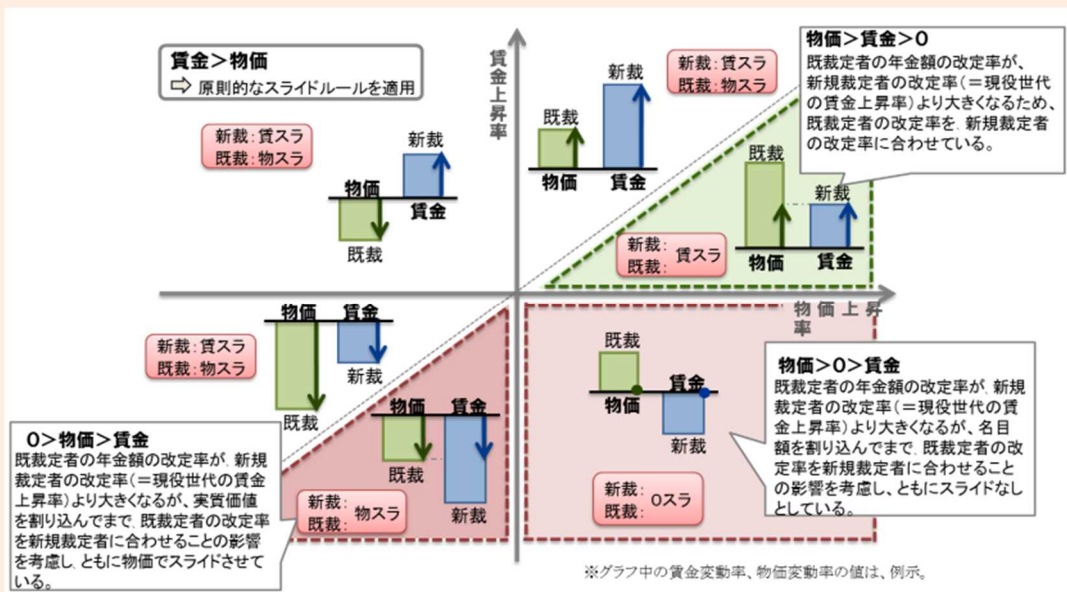
$$= \text{物価変動率 (0.5\%)} \times \text{実質賃金変動率 (\blacktriangle 0.1\%)} \times \text{可処分所得割合変化率 (\blacktriangle 0.1\%)} \\ (\text{平成31年の値}) \quad (\text{平成28~30年度の平均}) \quad (\text{平成29年度の値})$$

【賃金上昇率>物価上昇率のとき】原則的なスライドルールを適用



ただし、給付と負担の長期的な均衡を保つなどの観点などから、賃金水準の変動よりも物価水準の変動が大きい場合には、既裁定年金も名目手取り賃金変動率で改定される旨が法律に規定されています。

【物価上昇率>賃金上昇率のとき】特例的なスライドルールを適用



令和2年度の年金額の改定は、新規裁定年金・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率（0.3%）にマクロ経済スライドによる令和元年度のスライド調整率（▲0.1%）を乗じることとで、改定率は0.2%となった。

<年金額の改定に用いる各種指標の動向>

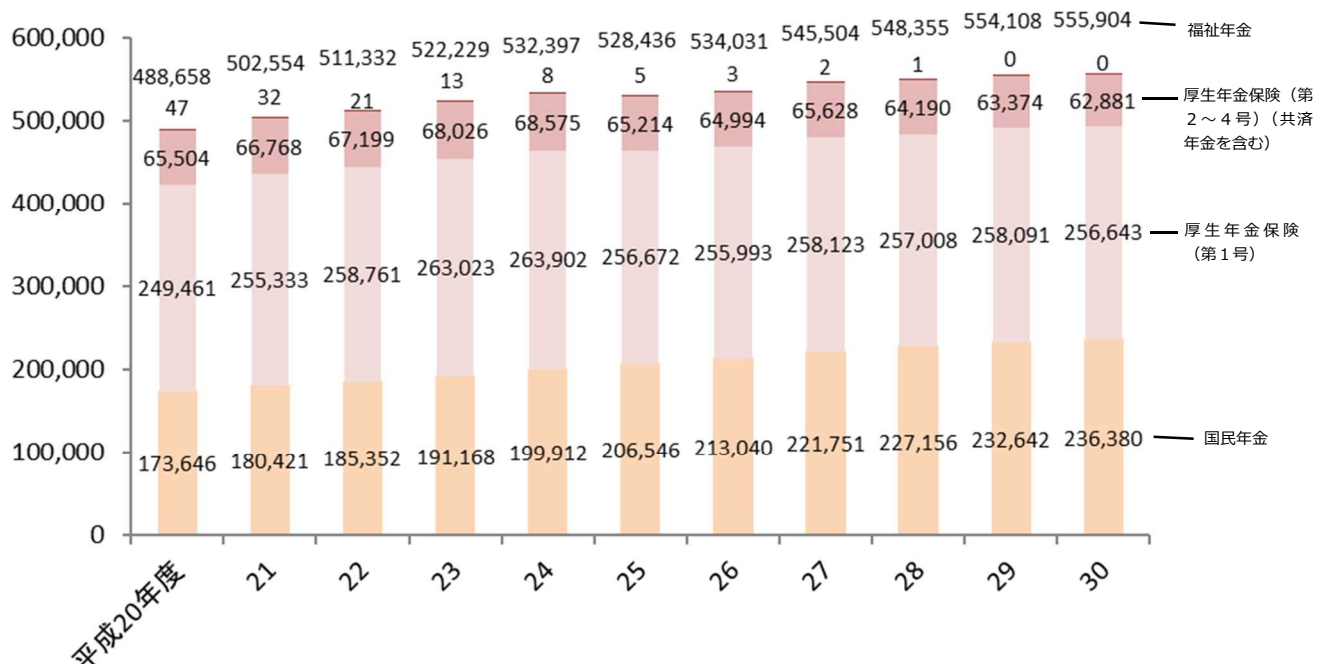
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
① 物価変動率	2.7% (26年)	0.8% (27年)	▲0.1% (28年)	0.5% (29年)	1.0% (30年)	0.5% (31年)
② 実質賃金変動率 (3年度平均)	▲0.2% (23~25年度)	▲0.8% (24~26年度)	▲0.8% (25~27年度)	▲0.7% (26~28年度)	▲0.2% (27~29年度)	▲0.1% (28~30年度)
③ 可処分所得割合変化率	▲0.2% (24年度)	▲0.2% (25年度)	▲0.2% (26年度)	▲0.2% (27年度)	▲0.2% (28年度)	▲0.1% (29年度)
④ 名目手取り賃金変動率	2.3%	▲0.2%	▲1.1%	▲0.4%	0.6%	0.3%

(注) 名目手取り賃金変動率 = 物価変動率 × 実質賃金変動率 × 可処分所得割合変化率

(例) 令和2年度の場合 : 0.3% = 0.5% × ▲0.1% × ▲0.1%

表8. 公的年金受給者の年金総額の推移

(億円)



(注1) 上記の受給者の年金総額とは、年度末現在の受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）を合計したものである。

また、年金額には一部支給停止されている金額を含む。

(注2) 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等

- の期間を含む)を含めて算出した年金総額を計上している。
- (注3) 厚生年金保険(第2～4号)の受給者の年金総額は、平成26年度以前は共済年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の年金総額を計上している。
- (注4) 厚生年金保険(第2～4号)の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。

表9. 年金額(月額)の推移

※ 実際の年金額は年単位で計算され、2カ月に1度、前月・前々月分をまとめて支払う。

	基礎年金	厚生年金(注1)
平成16年度	66,208円	233,299円
平成17年度	66,208円	233,299円
平成18年度	66,008円	232,591円
平成19年度	66,008円	232,591円
平成20年度	66,008円	232,591円
平成21年度	66,008円	232,591円
平成22年度	66,008円	232,591円
平成23年度	65,741円	231,648円
平成24年度	65,541円	230,940円
平成25年4月～9月	65,541円	230,940円
平成25年10月～	64,875円	228,591円
平成26年度	64,400円	226,925円

(注1) 夫が平均的な収入(平均標準報酬月額(賞与を除く)36.0万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が受け取り始めるときの年金額(夫婦2人分の基礎年金と夫の厚生年金)。

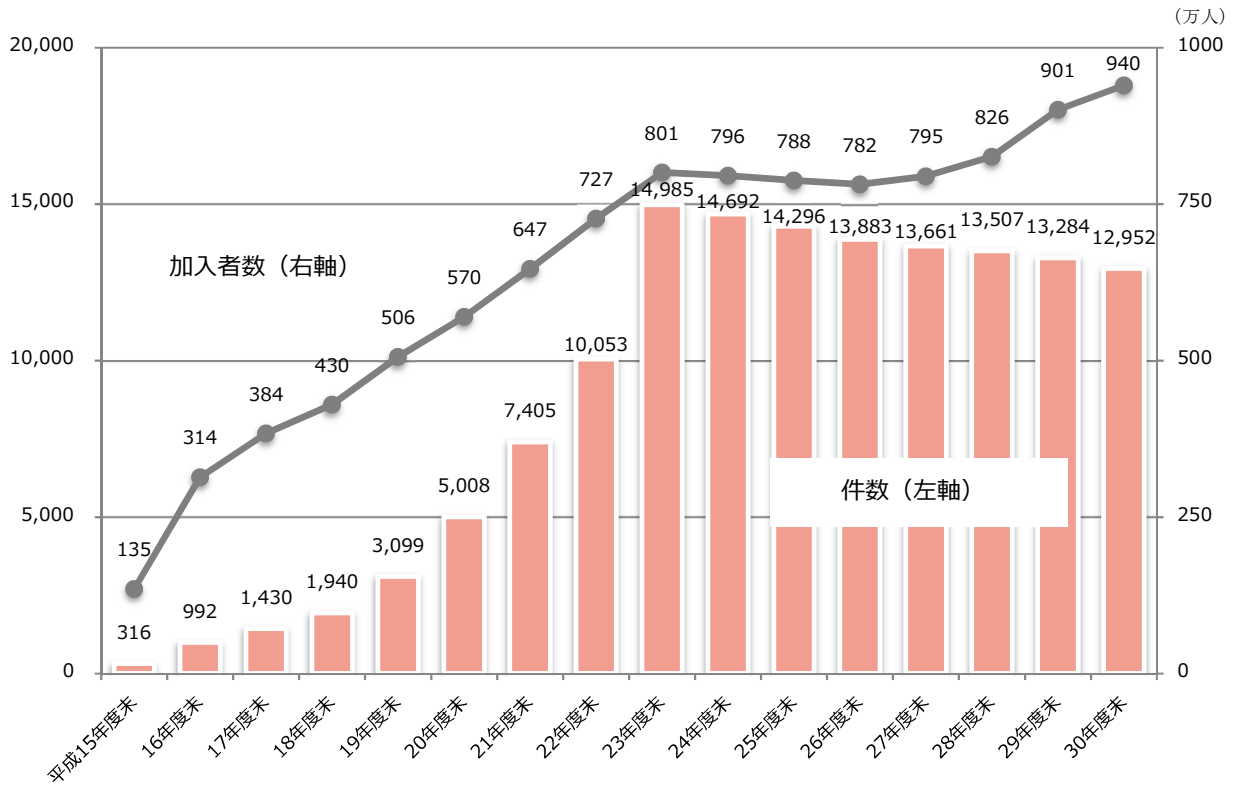
	基礎年金	厚生年金(注2)
平成27年度	65,008円	221,507円
平成28年度	65,008円	221,504円
平成29年度	64,941円	221,277円
平成30年度	64,941円	221,277円
令和元年度	65,008円	221,504円

(注2) 夫が平均的な収入(平均標準報酬額(賞与含む月額換算)42.8万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が受け取り始めるときの年金額(夫婦2人分の基礎年金と夫の厚生年金)。

	基礎年金	厚生年金(注3)
令和2年度	65,141円	220,724円

(注3) 平均的な収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)43.9万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額))の給付水準。

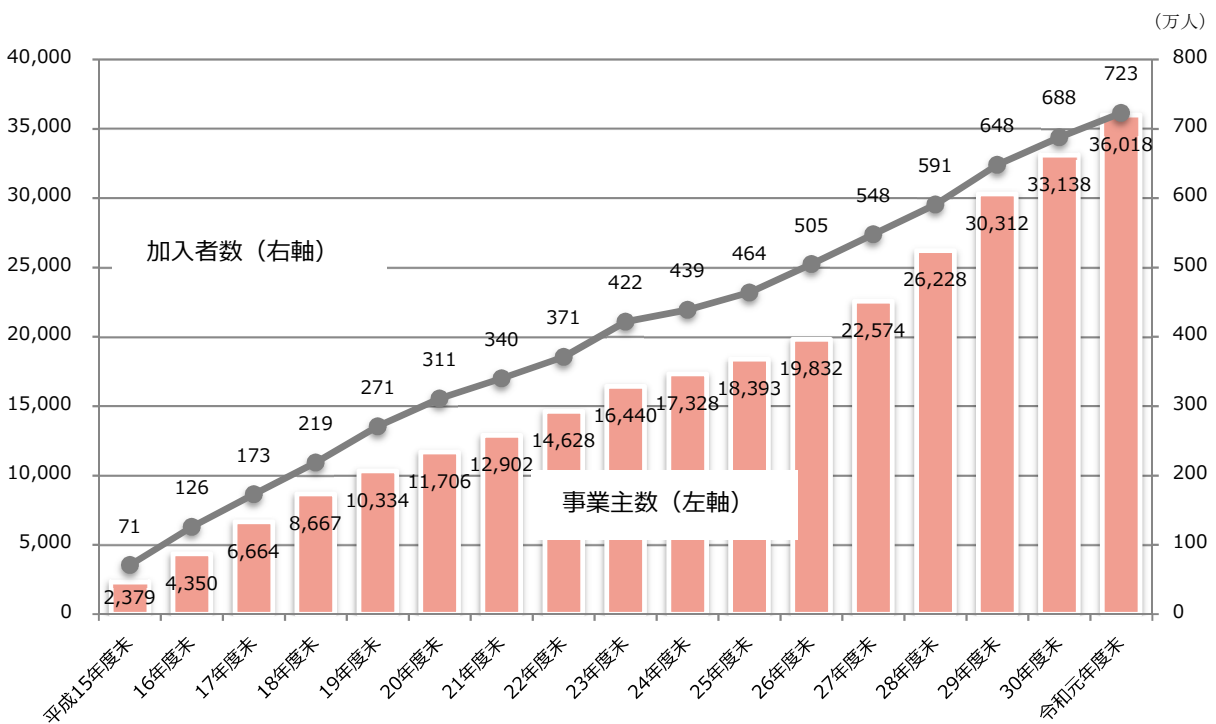
表 10. 確定給付企業年金の件数と加入者数



厚生労働省調べ

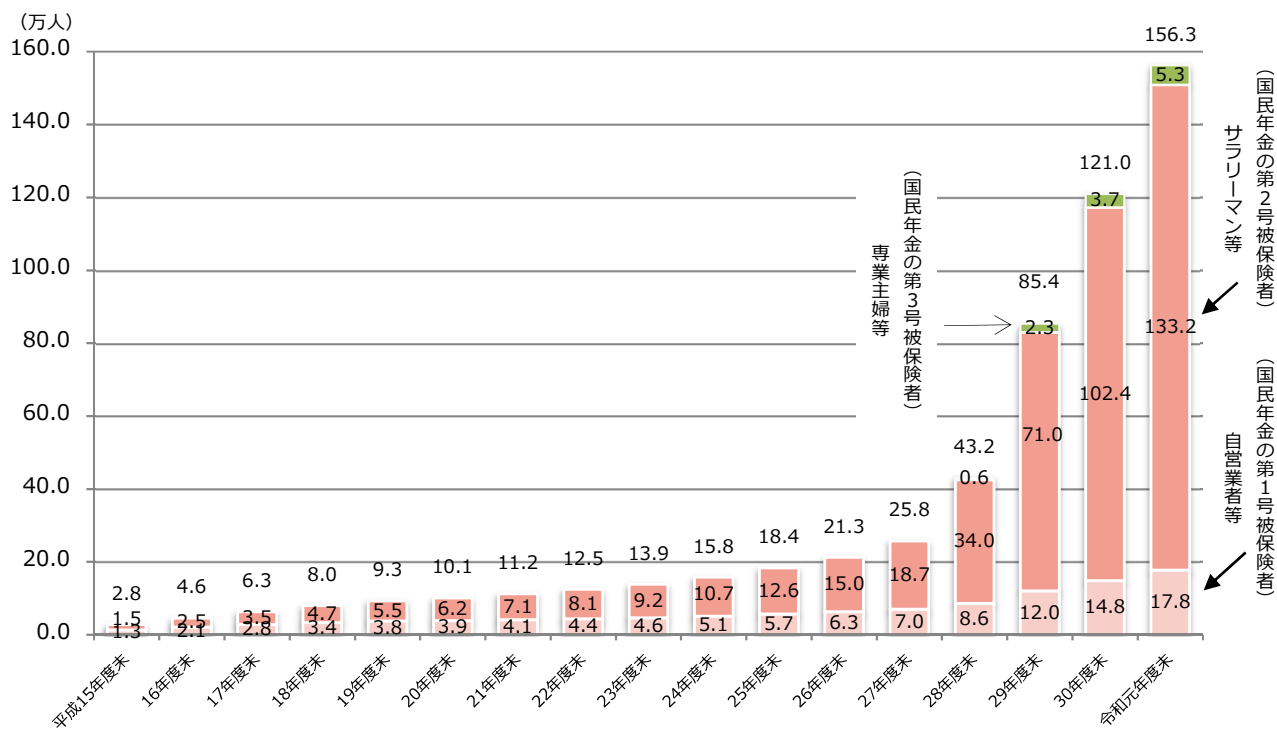
(加入者数については「生命保険協会・信託協会・JA 共済連『企業年金の受託概況』による)

表 11. 確定拠出年金（企業型）の事業主数・加入者数



厚生労働省調べ

表 12. 確定拠出年金（個人型）の推移 加入者数

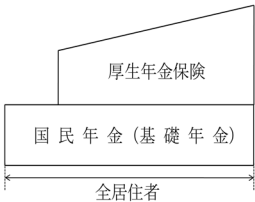
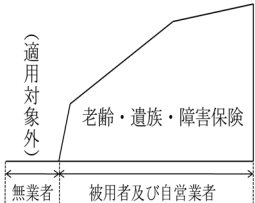
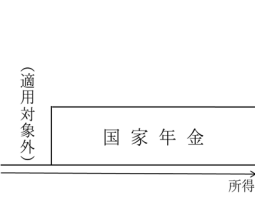
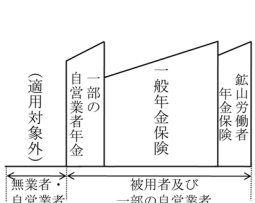
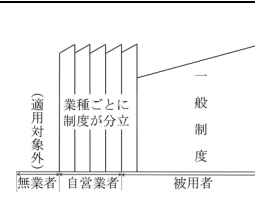
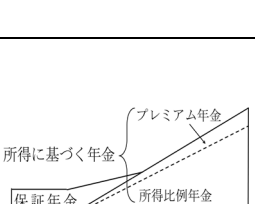


厚生労働省調べ

(加入者数については、下から国民年金第1号被保険者、国民年金第2号被保険者、国民年金第3号被保険者、合計)

表13. 主要国の年金制度の国際比較

(※1)

	制度体系	被保険者	保険料率 (一般被用者の場合)	支給開始年齢 (※7)	最低加入 期間	財政方式
日本		全居住者	厚生年金保険 18.3% (労使折半) 国民年金 月額16,540円 (定額)	厚生年金保険 ・男性：63歳 ・女性：61歳 (注)男性は2025年度までに、 女性は2030年度までに 65歳に引上げ予定 国民年金 (基礎年金) 65歳	10年	賦課方式
アメリカ		無業者を 除き 居住者は 原則加入	12.4% (労使折半)	66歳 (注)2027年までに67歳 に引上げ予定	40四半期 (10年相当) (※9)	賦課方式
英国		一定以上 の所得の ある 居住者	25.8% (※4) { 本人 : 12.0% 事業主 : 13.8% 本人 : 12.0% 事業主 : 13.8% }	65歳7か月 (注)2046年までに68歳 に引上げ予定	10年	賦課方式
ドイツ (※2)		居住して いる 被用者は 原則加入 (注) 医師、 弁護士等の 一部の自営 業者も加入	18.6% (労使折半)	65歳8か月 (注)2029年までに67歳 に引上げ予定	5年	賦課方式
フランス (※2)		無業者を 除き 居住者は 原則加入	17.75% (※5) { 本人 : 7.30% 事業主 : 10.45% }	満額拠出期間 (※8) を満たす場合 62歳 満額拠出期間 を満たさない場合 66歳2か月 (注)2022年までに67歳 に引上げ予定	なし	賦課方式
スウェーデン (※2)		一定以上 の所得の ある 居住者	17.21% (※6) { 本人 : 7.0% 事業主 : 10.21% }	— (注)61歳以降本人が 受給開始時期を選択	なし	賦課方式 (注)プレミアム年金は 積立方式

※1 2019年末時点 (ただし、日本の保険料率及び支給開始年齢は2020年4月1日時点)

※2 ドイツは一般年金保険、フランスは一般制度、スウェーデンは所得に基づく年金についての保険料率、支給開始年齢等をそれぞれ記載している。

- ※3 スウェーデンの保証年金は、低・無年金者に対して税財源により支給される制度である。支給開始年齢は65歳で、3年以上のEU諸国等（うち1年以上はスウェーデン）での居住が必要。
- ※4 英国の保険料は、失業給付等の年金以外の種類の給付にも充てるものとして徴収されている。また、本人負担分の保険料率については、所得に応じて、異なる料率となる場合がある。
- ※5 所得に応じて、異なる料率となる場合がある。
- ※6 この保険料率は、老齢年金に充てるものとして徴収されている保険料の料率であり、遺族・障害年金の保険料については、別途課せられ、事業主のみが負担する。
- ※7 上記の表における支給開始年齢とは、給付算定式で得られた額を増減額なく受け取ることができる年齢をいい、国によっては生年月日や職種等によって例外が設けられている場合がある。
- ※8 満額拋出期間とは、年金額の満額受給に必要な保険料拋出期間をいう。2019年末現在62歳の者は41.5年（166四半期）であるが、段階的に延長されており、2035年以降は43年（172四半期）となる。
- ※9 所定の保険料納付に応じて、1年につき最大4単位分の保険料記録が付与されること、老齢年金の受給には、40単位分（10年相当）の保険料記録が必要となっている。

（資料）各国政府の発表資料 ほか

お問い合わせ先

厚生労働省（代表）03-5253-1111			
章	節	担当課	内線
2. 保険料を納める	1～4	年金局 年金課	3336
3. 年金を受け取る	1～5	年金局 年金課	3336
4. 外国で生活する	1	年金局 国際年金課	3317
	2	年金局 年金課	3336
5. 私的年金に加入する	1～3	年金局 企業年金・個人年金課	3329
6. 公的年金の財政	1	年金局 数理課/年金課	3355/3336
	2	年金局 資金運用課	3360
・内容全般 ・担当課がわからないとき		年金局 総務課	3316

※ 公的年金に係る一連の運營業務（適用・徴収・記録管理・相談・決定・給付など）は日本年金機構が実施しています。これらに関するお問い合わせは「ねんきんダイヤル」（0570-05-1165）またはお近くの年金事務所までお問い合わせください。